

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第１０１回）

議事次第

１ 日 時

令和３年１月１８日（月）１０：００～１２：００

２ 場 所

Ｗｅｂｅｘによるオンライン開催

３ 議 事

（１）法学未修者教育の充実について

（２）その他

４ 配付資料

資料１－１ 「法学未修者教育の充実について 第１０期の議論のまとめ（案）」

資料１－２ 「法学未修者教育の充実について 第１０期の議論のまとめ（案）」（概要）

資料１－３ 「法学未修者教育の充実について 第１０期の議論のまとめ（案）」参考資料

資料２ 法学未修者教育に関する審議スケジュール

参考資料１ 第２回共通到達度確認試験 実施要領（共通到達度確認試験管理委員会）

参考資料２ 文部科学大臣認定を受けた法曹養成連携協定一覧

法学未修者教育の充実について

第10期の議論のまとめ（案）

はじめに

I. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

II. 検討にあたっての前提と課題

III. 課題を踏まえた対応策

1. 学修者本位の教育の実現

2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

IV. 今後のさらなる検討課題

参考資料

はじめに

- 法科大学院は、質・量ともに豊かな法曹を養成するため平成 16 年に創設され、これまで多くの修了生を輩出してきた。その一方で、法科大学院全体としての司法試験合格率や、法曹の活動領域の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥ったことを受け、政府は、平成 27 年 6 月の法曹養成制度改革推進会議決定¹に基づき、平成 27 年度から平成 30 年度までを法科大学院集中改革期間として抜本的な組織の見直しや教育の質の向上を図ってきた。その中で、法科大学院の規模の適正化が促され、現時点で募集継続校は 35 校となり、入学定員総数は令和元年度の 2,253 人が上限とされるに至っている。
- また、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹人材の確保を推進するため、令和元年 6 月成立の法科大学院関連法において、いわゆる「法曹コース 3 + 2」の 5 年一貫教育制度が創設された。今回の改正により、法科大学院教育のさらなる充実が図られるとともに、法曹を志望する学生の時間的・経済的負担が大きく軽減され、かつ、法科大学院の定員管理を通じて司法試験合格の予見可能性が高まることによって、優れた資質・能力を有する法曹志望者を増やし、予測困難な時代において専門的な法的知識を活用して社会に貢献できる法曹を安定的に輩出することが期待される。
- 他方、この「法曹コース 3 + 2」の制度は法学既修者を前提としたものであるため、法曹志望者の多様性の確保という観点からは、改めて法学未修者教育の充実が求められている。
- 人生 100 年時代、急速なデジタル化、さらにはポストコロナ期における社会の在り様を見据える中、新たな日常生活を送るための多様な法的サービスの提供が求められる今こそ、幅広い知見を有する法律人材に対する量的・質的ニーズが高まっている。本来、こうした多様な人材を受け入れるべく、学部段階での専門分野を問わず社会人等にも広く門戸を開放している法科大学院であるが、現状では、入学者全体に占める社会人経験者と非法学部出身者の割合はそれぞれ 2 割に満たず、法学未修者コースのみに限っても、それらの割合はそれぞれ 3 割強にとどまっている²。
- こうした状況を踏まえ、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「本委員会」という。）第 10 期では、多様なバックグラウンドを有する人々が法曹を目指して集い学べる法科大学院の実現に向け、今一度アクセルを踏み込むことが必要との認識に立ち、「法学未修者教育の充実」について検討を進めてきた。改正された法科大学院関連法の成果が表

¹ 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定

² 令和 2 年度法科大学院入学者総数 1,711 名のうち、社会人経験者は 333 名（19.5%）、非法学部出身者は 271 名（15.8%）である。また、法学未修者コース入学者のみに限ってみると、入学者総数 533 名のうち、社会人経験者は 173 名（31.6%）、非法学部出身者は 163 名（30.6%）となっている。

1 れている段階ではないが、第 10 期の任期が終了するに当たり、現在、法科大学院が置かれ
2 た状況を踏まえて、制度上あるいは運用上の様々な工夫や対応について本委員会のこれまで
3 の議論を整理し、まとめる。本委員会では、法科大学院関連法の施行状況をフォローしつつ、
4 引き続き第 11 期においても未修者教育の充実について議論を継続していくこととするが、
5 文部科学省、各法科大学院及び関係機関等においては、これまでの議論を踏まえ、我が国の
6 司法を支える質・量ともに豊かなプロフェッションの養成を実現することを強く期待する。
7

1. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

- 法科大学院創設が提言された当時の司法制度改革では、法曹の人的基盤の拡充に向けて、専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することを目指していた³。とりわけ、他学部における学びや社会人経験など多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹で受け入れるために、広く門戸を開放することを主眼としてきたものの、実際には、法学未修者の志願者数、入学者数、標準修業年限での修了率、司法試験合格率等のデータからは、当初の理念が実現されているとは解し難い状況が続いていた。
- こうした実態を踏まえて、中央教育審議会においては、これまで数次にわたる議論を重ねてきた。特に、平成 24 年度には、本委員会の前身である中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会に「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」が設置され、法律基本科目をより重点的に学ぶための改善、法科大学院全体を通じた学修到達度判定の仕組みの必要性、法学未修者に対する入学者選抜の改善、入学前から卒業後までの一貫した充実方策などが提言された。
- これらの提言も踏まえ、以下のような施策が講じられてきた。
 - ✓ 授業科目や授業内容について適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的・量的充実を図りつつ、法学未修者の法律基本科目の学修を充実させる観点より、法律基本科目の年間履修登録単位数の上限（標準 36 単位）を引き上げる（最大 44 単位までを標準の範囲内とする）⁴。
 - ✓ 入学時に十分な実務経験を有する者について、大学がそれまでの実務経験等を把握・評価した上で適当と認めた場合には、それらの実務経験等に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修すること（概ね 2～4 単位を目途）を可能とする⁵。
 - ✓ 各法科大学院における法学未修者 1 年次における成績評価・単位認定や 2 年次への進級判定を厳格かつ客観的に行う。法科大学院全体を通じた学修到達度判定の仕組みとして、共通到達度確認試験を導入する（平成 26 年度から 5 年間の試行を経て令和元年度に本格実施）。
 - ✓ 各法科大学院の先導的な取組を評価し、公的支援のメリハリある配分を通じて法科大学院教育の全体の質の向上を後押しすることを目的とした「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」（平成 27 年度開始）において、法学未修者教育の改善充実に資する取組を評価する。

³ 「司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度—」平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革審議会

⁴ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26 文科高第 393 号平成 26 年 8 月 11 日）

⁵ 同上

- 1 ✓ 法学未修者に関する入学者選抜改革として、統一適性試験の利用を法科大学院の任意と
2 し⁶、法学未修者等の入学者選抜のガイドラインを作成する⁷。
- 3 ○ こうした施策の傍らで、各法科大学院は、法学未修者教育の充実に関わる様々な工夫と努力
4 を続けてきた。例えば、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においては、こ
5 れまでに、きめ細かな支援として修了生や弁護士等のチューターやアカデミック・アドバイ
6 ザーによる就学前準備の学修支援、個別指導型ゼミの充実等の法学未修者のサポート体制の
7 構築、法律基本科目の指導の充実として1年次必修科目の授業担当教員間のF D強化、効果
8 的な学修の促進として予習への工夫や復習用材料の配布、法学未修者枠合格者を対象とした
9 入学前授業見学会、法学未修者の教育・学修支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・
10 提供など、多様なバックグラウンドを有する者に対する配慮に富んだ取組⁸などが高く評価
11 されている。
- 12 ○ これらの成果としては、
- 13 ✓ 統一適性試験の廃止後、法学未修者の志願者や入学者の減少傾向に一定の歯止めがか
14 かり、増加の兆しがみられること
- 15 ✓ 法学未修者の修了生のうち、令和元年までに法科大学院修了資格で司法試験に合格し
16 た者は7,880名にのぼり、多様な分野で活躍し、就職先からも高く評価され、社会的
17 要請に広く対応していること
- 18 などが挙げられる。
- 19 ○ その一方で、依然として、司法試験合格率や標準修業年限での修了率は伸び悩んでおり、
20 法学既修者との差が顕著⁹であり、さらなる対応が必要な状況である。
- 21
- 22

⁶ 「統一適性試験の在り方について（提言）」平成28年9月26日（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）。統一適性試験は、法科大学院における学修の前提となる資質を、法律学の学識ではなく、論理的判断力や長文読解力で判定するもの。すべての法科大学院が志願者に対して受験を求めているが、令和元年度入学者から実施されていない。

⁷ 「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」平成29年2月13日（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

⁸ 若手弁護士チューターによる個別指導型ゼミの充実（筑波大学）、アカデミック・アドバイザーによるパートナー制度、入門導入講義等の実施による就学前準備や課外講座の充実など法学未修者サポート体制の再構築（早稲田大学）、個別連絡やF D会場の場を通じた1年次必修科目の授業担当教員間による情報共有（一橋大学）、予習課題の出し方の工夫や授業で扱った内容のダイジェストを授業後に復習用材料として配布（一橋大学）、法学未修者枠合格者を対象とした入学前授業見学会の実施（京都大学）、法学未修者の教育・学修支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・提供（神戸大学）。令和元年度から5年度の5年間の機能強化構想として評価。

⁹ 司法試験累積合格率（平成26年度修了生）は、法学既修者の74.0%に対し、法学未修者は49.5%にとどまる。また、標準修業年限修了率についても、法学既修者は近年70%台後半で推移している（令和元年度修了生は75.6%）のに対し、法学未修者は50%前後で推移している（令和元年度修了生は50.4%）。

11. 検討にあたっての前提と課題

- 本委員会は、法学未修者教育の充実について検討するに当たり、まず前提として現行の「3年を標準とする教育課程」の在り方について改めて確認を行ったところ、以下の意見で一致した。
 - ✓ 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率に大きな開きがあるものの、司法制度改革審議会が掲げた「公平性、開放性、多様性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持することが重要である。
 - ✓ 法学未修者として入学した者は、2年次以降は法学既修者と同一課程で学ぶこととなるため、法学既修者と共に学ぶことのできる能力を着実に身につけられるよう、1年次教育や2年次進級の在り方について、具体的な改善策が求められる。

○これを踏まえ、本委員会は大きく3つの問題意識の下、課題を整理し、対応策を検討した。

- ✓ 現状では、法学未修者の多様なバックグラウンドに十分配慮した教育が必ずしもなされていないため、法学未修者の1年次教育について、学修者本位の教育の実現という視点から、積極的に充実させる必要があるのではないか。
- ✓ 法学未修者が2年次から法学既修者と同一課程で学ぶことができるようにするため、1年次教育の成果を、法学への適性や将来の司法試験合格可能性の観点から客観的に把握・評価した上で、2年次に進級できるようにする必要があるのではないか。
- ✓ 法科大学院修了生の活躍は、現時点でも法曹を含む多方面に及ぶものの、法曹以外の分野を含めどのようなキャリアを歩んでいるか必ずしも明らかではない。社会における法的ニーズがますます多様化していることを踏まえ、多様なバックグラウンドを有する修了生が多様なキャリアで活躍できるよう積極的に支援すべきではないか。

- 本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果¹⁰においては、多くの法学未修者に共通する意見として、司法試験合格レベルという水準も分からずに目の前の学修に終始していたことや、予習・授業・復習・自分の学修のバランスの取り方が難しく計画的な学びができなかったことなど、学修方法や学修目標などに対する不安や戸惑いが挙げられている。これらの日々の戸惑いは、「法学部以外の人には必要とされていないと感じた」、「いろいろなバ

¹⁰ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 - 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

ックグラウンドを持っている人の方がむしろ挫折していた」、「孤独で情報がない」など、学修意欲はもとより、法科大学院教育への信頼にも影響していることが浮かび上がっている。多様性のある法曹の養成は、法科大学院創設当時からの理念であることを今一度想起し、こうした学修者の率直な声に真摯に向き合わなければならない。その上で、各法科大学院は、学生が自らの適性に応じた学修ができるよう選択肢を提供し、きめ細かな指導を通じて、それぞれの可能性を最大限に伸長するという学修者本位の教育を実現することが、喫緊の課題である。

- また、これまでの法科大学院改革で、法科大学院の規模の適正化が促され、令和2年度現在、募集継続校は35校、入学定員総数は令和元年度の2,253人が上限とされたこと等を踏まえると、法科大学院は一つの転換期にあると言える。これからの法科大学院教育は、連携や協働によって、共に高め合うフェーズを迎えており、この点は、共通する課題が多い法学未修者教育において特に強調されるべきである。今後は、各法科大学院が有する経験やリソースを法科大学院間で共有するとともに、法曹界とも連携し、法学未修者教育の充実という目標に、ともにアプローチすることが期待される。そのことは、結果として、法科大学院全体の教育水準の向上につながるものであるという認識の下、対応策について議論を重ねてきた。

1 III. 課題を踏まえた対応策

2 1. 学修者本位の教育の実現

3 法科大学院教育は、法学未修者として、他学部出身者、社会人経験者に加え、法学部を卒
4 業したが再度十分な学修を望む者など様々な経歴や希望を持つ学生が混在し、法学に関する
5 学識や専門的能力の水準が異なる者が、同一の教育課程において共に学ぶ点に大きな特徴が
6 ある。多様な者が混在して学ぶことに関する課題は、既に、「法学未修者教育の充実方策に
7 関する調査検討結果報告」¹¹において指摘されているが、学生によって、自分に適した学修
8 方法、確保できる学修時間、望ましい学修環境などが様々であることから、習熟度の違いを
9 踏まえた上で、個々の学生にとって最適だと考えられる方法を選択できるようにすることが
10 重要である。各法科大学院においては、個々の学生の経歴や実態に即したきめ細かな指導を
11 行い、その可能性を最大限に伸長する、学修者本位の教育を実現することが強く期待される。

12 こうした観点から、今期の議論では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として教育現
13 場に急速に浸透しつつある ICT の活用、多くの法科大学院で活用されている補助教員による
14 学修支援、長期履修などに関し、効果的な在り方について検討を行った。

15 [ICT を活用した法学教育の在り方]

- 16 ○ これまで、法科大学院における ICT の活用に関しては、法科大学院が立地しない地域の居住
17 者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保すること、地理的制約を超えた法科大
18 学院間の連携による教育の質の向上などのための重要な手段であると指摘されてきた¹²。こ
19 れらの目的に加えて、今期の議論においては、法学未修者教育においても、学修者本位の教
20 育を実現するという観点から、ICT 活用の新たな可能性が見出された。具体的には、録画教
21 材を活用して学生が自らのペースで学べるようにしたり、講義録画を予習教材とした上で授
22 業の双方向・多方向性を高める、いわゆる「反転授業」を実現したり、さらには、複数の法
23 科大学院が協働で教材を開発・活用することで教育資源を有効活用できるようになるといっ
24 たものである。
- 25 ○ 現行制度上、法科大学院を含む大学院教育においては、面接授業に相当する十分な教育効果
26 が得られる専攻分野に関して、多様なメディアを高度に利用した授業（遠隔授業）を行うこ
27 とができるとされており、学部教育と異なり履修上限単位数も定められていない¹³。他方、
28 法科大学院に関しては、平成 29 年 2 月の「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活
29

¹¹ 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」平成 24 年 11 月 30 日（中央教育審議会大学
分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ）

¹² 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定

¹³ 専門職大学院設置基準第 8 条、大学設置基準第 25 条

用した教育の在り方に関する検討結果」¹⁴において、多様な遠隔授業のうち、サテライト方式¹⁵については許容され、モバイル方式¹⁶についても学生側の通信環境に配慮した上で面接授業等との併用により活用し得るが、オンデマンド方式¹⁷については、授業時間外の学修ツールとしては推奨されるものの、双方向・多方向を重視する法科大学院の授業においてはこの方式で単位認定を行うことは望ましくないとされたことを受けて、オンデマンド方式による授業が実践されることはなかった。

○ しかし、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中で、法科大学院教育においても、多様な形で ICT が活用されるようになった。これまで法科大学院教育になじまないと思われたオンデマンド方式についても必要に迫られ臨時の手段として活用されることとなったが、実際に活用した大学の関係者からは、オンデマンド方式と双方向・多方向を重視する授業とを両立し得る様々な可能性が示されるに至った¹⁸。特に、法学未修者の場合、動画を途中で止めたり繰り返し視聴したりしながら、自らのペースで学び、知識を定着できるという利点のほか、働きながら通う有職社会人の場合は、時間や場所の制約なく自らの生活スタイルに合わせて学修できるという利点が強調されている。一方で、全ての授業を遠隔授業に置き換えることについては、教員と学生間の信頼関係の構築や学生間の交流、学生の学修状況の把握、厳格な成績評価の実施等の面で多くの課題が生じることも指摘されている。

○ 今後は、これまでに各法科大学院で実践され効果を上げてきた教育手法に加え、より本質的な双方向・多方向の教育の実現という観点から ICT を活用する方向を検討することが重要である。文部科学省は、オンデマンド方式を用いた授業に関するこれまでの方針を見直し、法科大学院が行う授業の選択肢の一つとして位置づけ直すことが望ましい。また、オンデマンド方式を活用した授業については、認証評価においても、十分な教育効果を得ることができているかという観点から適切な対応がなされることが望ましい。

○ 各法科大学院においては、コロナ禍で明らかになった遠隔授業の成果と課題を検証しつつ、

¹⁴ 「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果」平成 29 年 2 月 3 日（法科大学院における ICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）

¹⁵ サテライト方式：テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態。

¹⁶ モバイル方式：ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態。

¹⁷ オンデマンド方式：実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態。

¹⁸ 法科大学院における ICT の活用状況は、同時双方向型による遠隔授業は、従前は、夜間コースを有する一部の法科大学院のみでしか実施されていなかったものの、コロナ禍では約 9 割の法科大学院で実施、約 3 割以上の法科大学院が今後も実施する予定。オンデマンド型動画の配信は、コロナ禍で約 5 割以上の法科大学院が授業として活用、約 6 割以上が欠席者用の補助教材、予復習教材等として活用。（文部科学省令和 2 年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第 98 回（令和 2 年 9 月 9 日開催）参考資料））

それぞれの教育目標や科目の特性等に応じて、オンデマンド方式を含めた ICT の適切な活用の在り方について検討することが必要である。法学未修者教育の充実の観点からは、オンデマンド方式を活用した予習・復習やそれをもとにした反転授業の導入等によって、多様な学生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させた上で、双方向・多方向の授業に取り組むことができるようになる。また、教員は初学者向けに繰り返し活用できるオンデマンド動画を用意することにより、授業時間内では演習、論文指導などを取り入れ、授業外では個別面談、補助教員との連携等、よりきめ細かい指導に取り組みやすくなると考えられる。また、遠隔授業は、共有や公開が容易であることから、学内 FD、入学予定者向けの模擬授業・導入授業、法科大学院間や法曹コースとの連携など、幅広い活用が期待される。一方で、ICT を活用する場合には、学修意欲の維持や教職員・学生同士の交流確保の観点から、定期的なスクーリングや補助教員などによる実践的な学修支援などと組み合わせたカリキュラムにするなどの配慮が求められる。

- なお、現在、政府の教育再生実行会議において、対面教育とオンライン教育のハイブリッド化が論点の一つとなっており、これらの議論も参考にしながら、法科大学院における将来的な教育の在り方を模索していくことが重要である¹⁹。また、本委員会では、法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人等に配慮する観点から、新しい教育手法を積極的に活用した法科大学院教育の在り方を検討する必要性について意見があったことも留意する必要がある。

〔補助教員による学修支援〕

- 法学未修者教育においては、学生の学修到達度に即したきめ細かな支援が重要であるため、法科大学院修了生や弁護士等の補助教員²⁰を活用した学修支援が広く行われている。補助教員は、法令上の明確な定義はなく、名称も、アカデミック・アドバイザー、チューター、メンター、学習アドバイザー、TA など様々である。こうした補助教員による支援の内容は各法科大学院によって異なるが、授業の補助や授業外の論文指導といった学修内容のフォローのほか、学修方法や生活面、精神面でのフォローなど多岐にわたる。本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果からも、法科大学院修了生等の補助教員による学修面、生

¹⁹ 教育再生実行会議高等教育ワーキング・グループ第1回（令和2年9月14日）資料4によると、主な論点として「対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質化」、「対面とオンラインのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築や環境の整備、質保証の在り方」などが挙げられている。

²⁰ 文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査によると、約9割以上の法科大学院で補助教員等が学生指導にあたっており、授業外におけるゼミの実施等のほか、授業の補助、学習方法や進路についての相談対応などの多様な役割に従事している。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

活面、精神面でのフォローは、学生側から総じて高い評価を得ており、こうした支援が法学未修者教育を底支えしている面があることが分かる²¹。

- また、令和元年の法令改正において、法科大学院における授業の方法等に関し、事例研究、現地調査、双方向、多方向に行われる討論、質疑応答のほか、論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならないことが新たに専門職大学院設置基準に規定された²²。学生ヒアリングやアンケート結果からは、論述などの「書く」学修は、1年次から授業以外の機会も利用して計画的に進めることが重要だとする学生の意見が多く見受けられる。また、「書く」学修は、いわゆるアウトプットであり、「英語で例えると、ずっとリーディングの授業を受けていたのに、試験はすべてスピーキングというくらいに差がある」という学生の実感も本委員会では共有された。論述能力の涵養については、司法試験の過去問やそれに類する事例教材も積極的に活用されるべきとされているが²³、司法試験対策に偏重した授業にならないようにするという配慮から、正課外における補助教員の指導が重要な役割を果たしているケースが少なくない。
- 各法科大学院は、法科大学院修了生の法律実務家の協力を得て、論述能力の涵養に資する実践的な教育その他の法学未修者に対する学修支援を組織的かつ機能的に取り入れることが望ましい。その際、教育課程全体における補助教員の役割や求められる能力、担当教員との連携、学生への指導方法などについて、各法科大学院で方針を定めた上で、補助教員に協力を求めることが重要である。また、補助教員の多くは、本業の傍らで法科大学院教育に携わっていることから、担当教員との連携や補助教員同士の連携など縦横のつながりが十分に持たれず、補助教員個人に学生指導が任されているといった現状も指摘されている。法科大学院執行部や教員と組織的に連携できる仕組みや補助教員同士のつながりを強化するなどの方策も検討される必要がある²⁴。連携に当たっては ICT など活用し、教員や補助教員双方

²¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 ―「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

²² 専門職大学院設置基準第20条の5

²³ 「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第623号令和元年10月31日）によると、第20条の5は「例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見だし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大学院の創意工夫により行われるべきもの」「司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割」であり、「司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべき」とされている。

²⁴ 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（文部科学省平成30年度先導的大学改革推進委託事業）47～49頁で紹介されている好事例。

・創価大学法科大学院：「土曜補習」において、補助教員（チューター）同士の縦の連携や教員との組織的・日常的な連携が図られている。

の負担にならないような工夫が必要である。

- 文部科学省においては、法学未修者に対する補助教員による学修支援の優れた取組について把握・公表し、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において評価することが期待される。また、補助教員が正課の授業のフォローやそれに付随する論述能力の涵養のための学修支援を行う場合の留意事項等を整理し、補助教員による学修支援が法科大学院のカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われることが可能となるよう、各法科大学院における創意工夫を促すことが求められる。
- 法科大学院協会²⁵は、関係団体と連携して、補助教員による学修支援の組織的・機能的な活用に関する好事例や運用マニュアルなどの情報について、大学の枠を超えて共有が図れるよう主体的に検討されることが期待される。

〔長期履修制度〕

- 長期履修制度は、標準修業年限での修了が困難と認められる学生について、修業年限を超えた期間での計画的な履修を可能とする制度であり、各大学の実情に応じて活用されているが、法科大学院における直近の活用状況をみると、長期履修制度を設けている大学が13校、そのうち実際に制度を利用している学生が存在している大学が7校、利用人数は合計で43名にとどまっている²⁶。また、制度の利用申請は、各学生が行う必要があるが、申請時期が入学試験出願時や入学手続き時に限定されていたり、申請条件が労働や出産・育児などの事情がある場合に限定されていたりするケースが多く、例えば、法学未修者が自らの適性や資質に応じ、1年の教育課程につき、1年を超える期間にわたってじっくり履修したいといった事情では活用できない場合もある。しかしながら、現状、法科大学院の1年次から2年次への進級率が6割台にとどまっていることや、今後導入される在学中受験資格を得るためには

・早稲田大学法科大学院：修了者弁護士であるアカデミック・アドバイザーを数十名規模で配置し、その中から数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2ヶ月に1回程度法科大学院執行部との協議を実施している。

・明治大学法科大学院：正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置している。

その他、文部科学省令和2年度法科大学院関係調査においては、以下のような工夫例もみられる。

・教務委員会等が補助教員のゼミでの指導状況などを把握し必要に応じてフィードバックを行う。

・補助教員と担当教員の意見交換会を設定する。

・学生への指導基準（司法試験問題の指導基準、入学前合格者や修了生への指導基準など）を補助教員に明確に示す。

²⁵ 法科大学院協会は、法科大学院相互の協力を促進して法科大学院における教育水準の向上を図り、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献することを目的として、法科大学院を設置する法人により構成される団体で、平成15年12月に創設された。法科大学院を設置する大学（募集停止校を含む45大学）が会員となっている。（法科大学院協会ホームページより）

²⁶ 文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

- 1 2 年次終了時点までに司法試験科目の学修を終える必要があること等を踏まえると、法学未
2 修者の適性、意欲、能力等に応じて、1 年次における学修につき、1 年を超える期間にわた
3 って延長することを積極的に認めることが検討される必要がある。
- 4 ○ 各法科大学院においては、多様な学修計画の選択肢を提供するために、長期履修制度につ
5 いて、学生の適性に応じた活用を認めることや、1 年を超える履修期間の延長、入学直後
6 だけでなく1 年次終了時²⁷など一定の学修経験を経たタイミングで長期履修に切り替えるこ
7 とを認めるなど、より柔軟に活用すべきである²⁸。その際は、奨学金制度の適切な運用にも
8 配慮することが重要である²⁹。

²⁷ 共通到達度確認試験の結果を踏まえて判断することも考えられる。

²⁸ 長期履修制度利用者の平均履修期間は、筑波大学、九州大学、日本大学、関西大学が4 年、琉球大学、駒澤大学、福岡大学が5 年となっている。また、例えば筑波大学では、1 年次終了時に制度利用の申請を認めている。(文部科学省令和2 年度法科大学院関係状況調査より(中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98 回(令和2 年9 月9 日開催) 参考資料))

²⁹ (独) 日本学生支援機構奨学金の貸与期間は、第一種(無利子) 奨学金(月額5 万円/8.8 万円) については標準修業年限期間までであるが、第二種(有利子) 奨学金(月額最大22 万円) については長期履修課程の修業年限の終期までとなっている。

2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

「1. 学習者本位の教育の実現」では、多様な経歴や知識・能力を持つ学生が学ぶ状況において、法学未修者が学びやすい環境づくりのための対応等について述べてきた。こうした法学未修者の中には、既に、他学部での学びや社会人経験等を通じて様々な分野の知識や経験を有し、それらの専門性を強みとして、さらに法学の知識と実践力を身につけるために法科大学院に進学する者が多い。こうした学生は、法律に関しては基本的に初学者であるため、1年次における法律基本科目の効率的な学修、十分な学修時間の確保、学修意欲の継続などが切実な問題となっており、

1. で掲げた対応策にとどまらない方策が必要と考えられる。

したがって、本項では、法学未修者の中でも、非法学部出身者、社会人経験者を念頭において対応をまとめている。特に有職社会人については、法科大学院の教育に当てられる時間が限られているなど、カリキュラム設定や学修指導において、固有の課題を抱えている現状が明らかになっており³⁰、そうした点に特に配慮した学修体制や学修支援が必要である。

〔ICT を活用した法学教育の在り方〕

- 働きながら法科大学院に通う場合は、時間的・場所的制約から、平日夜間と週末を中心に授業時間が設定される夜間主コースを選ぶ場合がある。この場合、残業、出張、業務上の繁忙期などにより、学生本人がいかに努力しても、予期せぬ遅刻や欠席が生じてしまうというのが実態である³¹。既に1. で述べたように、ICT の活用は、法科大学院が立地しない地域の居住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保するために重要な手段であり、有職社会人が学ぶ法科大学院においては、学生が自らのペースで学修できるよう、オンデマンド方式も活用した学修者本位のカリキュラムの提供が望まれる。
- 他方、有職社会人の中には、学修に専念する時間と環境を確保し、仕事と両立して、計画的に学修を継続することに苦心している者もいるとの意見があった。各法科大学院においては、ICT の活用と定期的なスクーリングや補助教員などによる実践的な学修支援などを組み合わせたカリキュラムとし、学生それぞれが学修意欲を維持するとともに、教職員や学生同士の交流が適度に確保できるようにすることにも配慮する必要がある。
- なお、本委員会においては、オンデマンド方式の活用に当たっては、教育目標や科目の特性等に応じた工夫が必要という議論がなされた。具体的には、法律基本科目においては、より本質的な双方向・多方向の授業を実現し、教育の質の向上に資する手段としてオンデマンド方式の活用が考えられる。このほかにも、とりわけ非法学部出身者や社会人経験者の場合、例えば隣接科目や展開・先端科目の一部の授業をオンデマンド方式とし、評価をレポートで

³⁰中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料1 社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について（筑波大学法科大学院報告メモ）

³¹ 同上

1 行うような授業も実施可能ではないかとの意見があった³²。こうした点を含め、各法科大学
2 院の実情に応じた十分な検討が求められる。

4 【長期履修制度】

- 5 ○ 長期履修制度については、1. で既述したとおりであるが、有職社会人は、業務の状況、異
6 動、転勤などにより、本人の意思にかかわらず、休学や退学をせざるを得ない場合も多いこ
7 とから、とりわけ、長期履修制度の柔軟な活用が望まれる。有職社会人は、学修に費やせる
8 時間などが学生ごとに様々であることから、本委員会でも、短期間での集中した学修を希望
9 する学生もいれば、自分のペースを重視し3年という期間に縛られずに学修するスタイルが
10 向いている学生もいるのではないかという意見があった。学生が自らの状況や適性に合った
11 学修スタイルを選べるように、複数の選択肢を用意しておくことが重要であるという点につ
12 いて意見は一致しており、各法科大学院は、長期履修制度について、1年を超える履修期間
13 の延長や、1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで長期履修に切り替えること
14 を認めるなど、柔軟な活用を期待したい。

16 【入学前の学修機会の提供】

- 17 ○ 法学未修者は、2年次から法学既修者と同一の教育課程で学ぶため、1年間の学修で法学既
18 修者と共に学べる程度の基礎的な法学に関する知識・能力を身につける必要がある。しかし、
19 現実には、2年次への進級率は6割台にとどまる上、最終的な司法試験合格率(累積合格率)
20 についても上述のとおり法学既修者とは大きな乖離がある。こうした状況への改善策の一つ
21 として、法学未修者の法律基本科目の学修を充実する観点から、履修単位数上限を年間最大
22 44単位まで引き上げることを可能としているが、実際には、学生への過度の負担が生じる
23 懸念等からあまり活用されていない³³。
- 24 ○ 本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果からも、法学未修者は、入学当初、

³² オンデマンド方式による場合も、毎回の授業の実施に当たっては、教員や指導補助者が授業の終了後
すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答
等による十分な指導を併せ行うことや、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されてい
ることが必要である(平成13年文部科学省告示第51号)。コロナ禍で急遽取り入れられたオンデマンド
方式の授業は、有職社会人等にとっては利便性が高かった一方、学修効果の面では工夫の余地があると
いった意見もあった(中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(第100回)資料1 社会人
学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について(筑波大学法科大学院
報告メモ))。

³³ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高第393号平成26年8月
11日)。当該通知に基づき、法学未修者の履修単位数の上限を36単位から44単位を上限として拡大し
ている法科大学院は19校(35校中)のみ。上限44単位まで引き上げているのはわずか4校。(文部科
学省令和2年度法科大学院関係状況調査より(中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98
回(令和2年9月9日開催)参考資料))

法律用語の意味が分からず、外国語のように感じたり、条文、判例の読み方、基本書の選び方、読み方など教科内容以前のことが分からない状況にあったりする者が少なくないと考えられる³⁴。また、法学未修者の中には、教育を受けてもなお、法的な考え方や議論になかなかなじめない学生が一部存在するという意見も依然として少なくない。

- この点、法学未修者にとっては、進学を志望した段階や、入学者選抜に合格したあと実際に入学する前の段階で、入学後の教育内容や修了後の進路を見通し、入学後の法律基本科目の学びに余裕が生まれるように備える、あるいは、自らの法学への適性のある程度見極められる機会が提供されることが有効となり得る。
- こうした問題意識から、現在、多くの法科大学院が入学前の期間を活用している。入学予定者に対する導入的な教育としては、憲法・民法・刑法等の法律基本科目のガイダンスの実施、直近の司法試験合格者による体験談の提供、法曹三者による仕事内容の紹介、補助教員等による個別相談など、各法科大学院の実情に応じて様々に創意工夫されている。
- 法学への適性の把握という観点からは、例えば、法科大学院の講義の「お試し受講」の後、講義内容の理解度の確認を行い、結果を本人にフィードバックするような取組も考えられる³⁵。また、ICT の活用は、遠方の地域から入学する者や時間的制約のある有職社会人などにもこうした機会提供の可能性を広げるものである。
- 各法科大学院が入学前の学修機会を提供するに当たっては、1年次の教育目標、カリキュラム、学修到達度を十分踏まえ、1年次の学修に円滑に移行できるようにすることが重要である。なお、入学前の学修は、入学予定者に有効な学修の選択肢を幅広く提供するという、あくまで学修者本位のものであり、例えば、すべての入学予定者に対し受講を必須とするなど、事実上入学後のカリキュラムの一部を前倒しするというような内容や方法は適切ではない。
- また、法学未修者であっても、自らの意思と選択によって、入学前に科目等履修生として法律基本科目等を学び、単位を取得することも制度上可能であり、この場合、大学院において科目等履修生として履修したものであれば、各法科大学院の判断により、入学前既修得単位として認定することが可能である³⁶。
- 文部科学省は、法学未修者に対する入学前の導入教育に関する優れた取組について把握・公表することや、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において積極的に評価することなどが期待される。

³⁴ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 ―「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

³⁵ 後藤昭「お試し受講プログラムの経験」（法曹養成と臨床教育11号（2019年）160頁）

³⁶ 専門職大学院設置基準第22条

1 **〔法律基本科目の学修に注力できるような工夫〕**

- 2 ○ 法学未修者が法律基本科目に注力して学ぶための一つの対応として、入学時に十分な実務
3 経験等を有する者については、大学が適当と認める場合には、当該実務経験に相当する展
4 開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することを可能としている³⁷。しかし、実際に
5 この仕組みが活用された事例はほとんどなく、その理由としては、特定分野での実務経験
6 を有する場合、むしろ、当該分野を展開・先端科目として積極的に履修し、強みとしたいと
7 考える者が多いことや、法科大学院が「十分な実務経験」をどのように確認すべきか判断
8 しづらいといったことが挙げられている。
- 9 ○ また、一定の実務経験をもって展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修する場合、そ
10 れらの学生が追加的に履修可能な法律基本科目の授業を開講することは容易ではないとい
11 う実態があり、例えば、有職社会人が多く在籍する夜間主コース等からは、学生が有する
12 実務経験はその分野における知識や能力の証でもあることから、法律基本科目への振替え
13 ではなく、展開・先端科目の履修を免除することが適当ではないかとの意見もある。
- 14 ○ 他方、法学系以外の学部出身者については、入学時点で、既に、隣接科目で修得することが
15 期待される能力を有していると認められることから、基礎法学・隣接科目群の履修の在り
16 方を再検討することが適当との意見もある。
- 17 ○ こうした点については、今後も、実態を十分に把握・検証することが重要であり、文部科学
18 省及び各法科大学院においては、学修者本位の観点から、有職社会人はもとより、他学部
19 出身者や社会人経験者が有する多様な経験や知識・能力を法科大学院教育で評価する手法
20 を検討し、法律基本科目の学修に注力できる環境を整えることが望ましい。
- 21

³⁷ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26 文科高第 393 号平成 26 年 8 月 11 日）。

3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

法科大学院教育の充実については、これまで実態を踏まえながら制度を改め、それぞれの法科大学院の取組を充実することで改善を進めてきた。こうした視点は今後も重要であるが、今回、法学未修者に焦点をあてて学修者本位の教育を実現する観点から議論を行ってきた点を踏まえると、法科大学院それぞれの取組を促すだけではなく、共通の課題として全体で取り組んでいくことが効果的・効率的な方策もあることが改めて認識された。個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるが、法科大学院が連携、協働することにより、全体で学修者本位の学修環境を提供することが可能になることは重要である。

特に、ICT を活用した先進的な取組などは、複数の法科大学院が連携してある程度の規模で行うことで、リソースやノウハウを有効活用し、より効果の高い継続的な取組につなげることが可能と考えられる。こうした法科大学院間の協働は、例えば、複数の法科大学院における合同のゼミやスクーリングなど法科大学院を越えた学生交流の活性化や、学生が自校に閉じることなく広い世界で切磋琢磨できる環境の提供などにもつながっていくものである。

また、質・量ともに豊かなプロフェッションの養成という観点からは、法科大学院間の協働はもとより法曹界との連携も重要であり、ともに法学未修者教育の充実に励むことが期待される。

〔法学未修者教育についての継続的な検討〕

- 法学未修者教育の充実がなかなか目に見える成果に結びつかない原因の一つとして、法科大学院間で十分な連携や協力がいないことが本委員会でもたびたび指摘されており、法科大学院間の差が大きいのが現状である。
- 法学未修者教育はすべての法科大学院で行われており、直面する課題には共通するものも多いため、各法科大学院が協働し、互いに切磋琢磨することが期待される。この点、法学未修者が初期段階で身につけるべき事項に関する、いわゆる導入的な講義の動画の在り方やその共有などは、法学未修者に適した教育の在り方を、各法科大学院の教員及び法律実務家がともに議論し、高め合っていくための大きなきっかけとなり得るものであろう。本委員会で提案された導入的な講義の動画³⁸は、法学未修者が習得するポイントとして、法的思考の流れ、条文の読み方、学説・判例を学ぶ意義や判例の読み方、法律問題の解決の流れ、民法法科目を学ぶ意義などを端的にまとめられている。この動画に関しては、初学者に対して法学の全体像を分かりやすく教授する内容であり効果的であること、目標を共にする法科大学院間で共有が可能であること、動画による知識のインプットをもとに双方向の講義がより深まること、この点は法学既修者にとっても新たな教育手法となること、入学前の法科大学院志願者

³⁸ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 99 回）資料 1 未修者向け導入講座動画サンプルに関する補足説明（酒井委員発表資料）

1 に対する情報提供にもなり得ることなど、好意的な意見が多く挙げられた。

- 2 ○ まずは、法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策、今後の在り方につい
3 て継続的に議論する場（協働プラットフォーム）を設けることが求められる。教育内容、教
4 育方法（ICT 活用を含む）、補助教員等の活用など幅広い分野について、必要に応じて法律実
5 務家の意見を取り入れながら、各法科大学院からの教育コンテンツ・手法の収集、精査、共
6 有、教員や補助教員の FD の活性化などを行い、各法科大学院における法学未修者教育の充
7 実を促し、併せて全国的な教育水準の底上げを目指していくことが期待される。また、ICT
8 の活用により、法科大学院間で、日常的に、法学未修者の課題について意見交換し切磋琢磨
9 するような関係性を築くことも有効である。

4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

法学未修者が2年次から法学既修者と共に学び、高め合っていくことができるようにするため、1年次終了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、それらが身についたかどうかを客観的に確認するとともに、学生自身が1年次終了時点での自らの学修進度を見つめ直し、その先の学修の充実・改善に役立てられるようにすることが重要である。

共通到達度確認試験は、各法科大学院が全国共通の試験結果を通じて客観的に進級判定を行うことができるよう、平成26年度から5回の試行を重ね、令和元年度から本格実施された³⁹。現在、全ての法科大学院で2年次への進級判定の一材料として活用されているものの、法科大学院ごとに進級判定基準は異なっている。例えば、共通到達度確認試験の全国上位80%以内とする法科大学院もあれば全国平均以上とする法科大学院もあり、また、正答率〇%以上という基準を設けている法科大学院もある。これらがどのような根拠に基づいて設定されたのかは必ずしも明らかではない⁴⁰。また、共通到達度確認試験を通して、学生の到達度や理解度を分析し、各科目の授業の見直し、教材開発、FD、学生の個別指導などに活かしていくことも有効かつ重要であり、そうした活用も促していく必要がある。

〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕

- これまでの共通到達度確認試験の試行試験の結果を分析すると、司法試験（短答式試験）の得点率と一定の相関関係があり⁴¹、共通到達度確認試験の結果から司法試験合格（不合格）の可能性を統計的に予見することができる。文部科学省は、今後も、共通到達度確認試験の結果と司法試験（短答式試験）結果の相関分析を適切に実施し、公表することが求められる。
 - 各法科大学院においては、共通到達度確認試験結果をもとに、1年次教育の成果を分析・検証するとともに、学生が2年次以降の学修目標を明確にもって進級できるよう、学修・進路指導の充実を図ることが重要である。また、進級判定は、共通到達度確認試験と司法試験（短答式試験）の結果の全国的な相関分析結果も踏まえつつ、客観的に行うことが求められる。
- 進級判定基準の妥当性や試験結果を踏まえた教育改善については、認証評価においても、各

³⁹ 法学未修者の教育の質の保証の観点から、各法科大学院が客観的に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎として、また、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とすると趣旨の下、憲法、民法、刑法の3科目について短答式（正誤式、多肢選択式）で実施。

⁴⁰ 共通到達度確認試験の結果を進級判定として活用する場合、その基準の設定の仕方は、各科目の成績の上位〇%、下位〇%、全国平均点以上、正答率〇%以上とするなど、各法科大学院によって様々である（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）資料3-1）。

⁴¹ 平成27年度から29年度に共通到達度確認試験を受けた学生の同試験の得点率と、当該者が受けた司法試験短答式試験の得点率の関係を分析したところ、憲法、民法、刑法のいずれの科目においても、相関係数が0.38～0.48程度あり、一定の相関関係があることが分かっている。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添資料8より）

1 法科大学院の実績に照らして客観的に分析・改善が行われているかという観点から検証され
2 ることが望ましい。

- 3 ○ 共通到達度確認試験管理委員会⁴²においては、引き続き、同試験の問題の内容や水準等につ
4 いて検証されたい。本委員会としても、その検証結果を踏まえ、法学未修者教育の充実の観
5 点から、共通到達度確認試験の中長期的な在り方について、継続的に検討していくこととす
6 る。

⁴² 共通到達度確認試験は、共通到達度確認試験管理委員会が実施主体となっている。同管理委員会は、法
科大学院協会と公益財団法人日弁連法務研究財団から組織されるものである。

5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

法科大学院は、法曹養成制度の中核を担う機関として、これまで多くの修了生を輩出してきた。グローバル化のさらなる進展、産業・ビジネスモデルの転換、地域共生社会の実現等を受けて、社会構造がますます複雑高度化、多様化する時代にあっては、法曹が社会的に果たす役割は極めて重要である。例えば、昨今のデジタル化の急速な拡大や新型コロナウイルスの蔓延がもたらした社会情勢についても、これらが有する法的問題に真摯に向き合い、解決への道筋をつけ、中長期的な社会変革を促すためには、従来の法曹の枠を超え、多様なバックグラウンドを強みとした法律の専門家が求められる。こうした理念は、平成 13 年の司法制度改革審議会意見書⁴³においても掲げられており、法科大学院教育に携わる者は、改めてこの理念を心に留める必要がある。

法学未修者は、様々なきっかけで法学を学ぶ必要性を感じ、自らの目標を掲げて法科大学院に進学する者が多い。各法科大学院は、そうした一人一人のキャリアプランを尊重・支援するとともに、法曹はもちろんのこと、民間企業、自治体、公益団体、国際機関等の職域も含めて、法科大学院修了生の活躍先と積極的に連携し、修了生を送り出すことが求められている。法科大学院教育の成果を幅広く社会に還元することは、新たな法曹志望者の増加にもつながり、それは結果として、質・量ともに豊かなプロフェッションの養成の実現につながる。

〔法科大学院教育の成果の社会還元〕

○ 法科大学院修了資格で司法試験に合格して法曹で活躍する者は年々増加しており、令和元年までに法科大学院修了資格で司法試験に合格した者は約 2 万 3,000 人に達している。令和 2 年 4 月現在の弁護士登録者数約 4 万 2,000 人であることを考えると⁴⁴、法科大学院が法曹養成制度の中核を担っていることは、紛れもない事実である。また、法曹の活動領域は、ますます拡大しており、国、地方自治体、企業、海外分野など、多様な分野に広がっている。近年は、現行の法規制を超えた事態への対処、例えば、ELSI⁴⁵、すなわち、最先端の科学技術（例えば、ゲノム解析やドローン技術等）が社会実装される段階でいかに法的、倫理的な基盤を整備するかなど、新たな社会課題への積極的な対応も必要である。グローバル化のさらなる進展により、外国の弁護士資格も併せて取得してグローバルな企業で活躍したり、法整備支援に携ったりするといった社会的ニーズも高まっている。また、格差の広がり等も社会問題化している中、司法と福祉の連携を強化した司法ソーシャルワークの重要性も指摘されるなど、法曹に期待される役割は、多様な広がりをみせている。

○ このような状況を踏まえ、法科大学院修了生は、法曹以外も含めて多様な分野で活躍してい

⁴³ 「司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度—」平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革審議会 3～13 頁

⁴⁴ 法曹養成制度改革連絡協議会（第 14 回）【法務省提出資料】資料 1-16, 1-17

⁴⁵ 倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues）

る。文部科学省の調査⁴⁶によれば、修了生の就職先の約5割が法律事務所であるのに対し、公的機関や民間企業は合わせて約4割に及ぶ。こうした就職先における法科大学院修了生に対する評価は高く、特に、修了生の危機管理・法的リスクへの対応力、業務上の法的問題の処理能力、コンプライアンスの向上、外部との戦略的な交渉力などが期待されている。また、法曹資格の有無に関わらず法科大学院修了生を採用したいと考える企業が増加傾向にあり⁴⁷、実際、法曹資格を有しない修了生の7割以上が公的機関や民間企業に就職している⁴⁸。民間企業において、将来的に戦略事業、経営企画等の企業の中核的役割を担う人材となることを期待し、法科大学院修了生を採用する背景には、経営法務人材と呼ばれるような、法令全般の基礎的な知識に加え、ビジネス上の分析力、交渉力、ITリテラシースキル等を有し、企業内プロフェッションとして組織と専門性の二重のコミットメントができる人材へのニーズの高まりがある⁴⁹。

- こうした社会の動向⁵⁰を踏まえ、文部科学省や各法科大学院は、関係企業や公的機関などと積極的に連携し、修了生を多様な分野に送り出し、法科大学院教育の成果を社会還元することが求められる。各法科大学院は、最先端の法的問題に取り組む法曹を輩出することはもとより、法曹にとどまらず民間企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握・開拓し、在学生や修了生のみならず、潜在的な法曹志望者に対して的確に情報提供することが期待される。

〔修了生の多様なキャリアに関する広報〕

- 法学未修者の中には、医療、福祉、教育、金融、行政事務等、社会人としての経験の中で様々な課題に直面しつつ、それを法律的に解決・予防したいという意欲を持って法科大学院に入学する者も多い。本委員会においても、多方面で活躍する法学未修者として、例えば、一級建築士から不動産や建築事件で活躍する弁護士となった者、航空宇宙工学研究から宇宙ビジネスの法的支援や特許関係で活躍する弁護士となった者、自らが続けてきたスポーツでの経験をもとに、スポーツ分野で活躍する弁護士となった者、さらには法曹資格を有さずとも金

⁴⁶ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事業）132、166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁴⁷ 企業の法務担当者の採用（配属）の方針において、（法曹資格の有無に関わらず）法科大学院修了生を採用したいと考える企業の割合は、8.8%（平成22年）から24.4%（平成27年）に増加している。（「会社法務部第11次実態調査の分析報告」平成28年9月（株）商事法務107頁）

⁴⁸ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事業）166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁴⁹ 「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」令和元年11月経済産業省

⁵⁰ 令和2年5月、国際標準化機構(ISO)から、法的リスク管理の標準規格であるISO31022が発行された。今後、企業等においては、法令・コンプライアンスの順守に加え、知的財産、海外訴訟、M&A等、より高度で戦略的な法務への対応を含めた法的リスク管理が求められる。

融機関の商品開発等で法的素養を活かし活躍する者などが紹介された⁵¹。

- こうした多彩なキャリアストーリーは、法曹の魅力を広く社会に発信できるとともに、潜在的な法曹志望者の増加にもつながるものであり、文部科学省や各法科大学院をはじめとする法科大学院関係者が連携・協力し、積極的に広報活動を行う必要がある。

〔法科大学院の学びの成果の積極的な発信〕

- 令和元年の法令改正により、法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者確保に資するために、法科大学院の教育課程、成績評価の在り方、修了者の進路状況などについて、各法科大学院が公表することが規定された⁵²。現状では、法学未修者の進路については、「司法試験合格」、「受験勉強中」のほかに、「不明」という割合が高く、その割合は修了後1年目で約30%、修了後5年目で約40%となっている⁵³。法学未修者の司法試験累積合格率が5割弱にとどまる中、最終的に司法試験に合格できなかった修了生については大学としてその後の進路状況を捕捉しにくい面があることも事実であるが、一方で、法科大学院での学修成果としての修了生の進路を把握することは大学の責務であると同時に、法科大学院修了そのものが社会的に評価されていることを踏まえれば、各法科大学院は、法曹資格の有無に関わらず修了生の進路を把握し、支援することが求められる。
- 法定事項の公表については、認証評価においても確認されることとなるが、各法科大学院においては、単に最低限の情報を公表するにとどまらず、潜在的な法曹志望者はもとより広く社会に対し、法科大学院の存在意義や成果にかかる情報を積極的かつ幅広く提供することが期待される。とりわけ、修了者の進路状況については、司法試験合格実績の数値のみならず、法曹以外の就職先の情報も発信することが重要であるほか、学修の成果についても、就職後にこそ活かされる（司法試験科目にとどまらない）法科大学院ならではの学びの成果について、例えば修了生が自ら語る声を通して発信するなどの工夫が期待される。

⁵¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁵² 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条

⁵³ 文部科学省令和元年度法科大学院関係状況調査（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添10）

IV. 今後のさらなる検討課題

- 各法科大学院及び関係機関においては、法学末修者教育の充実に係る今期の議論を真摯に受け止め、それぞれが置かれた現状を十分に分析・把握した上で、必要な改善に取り組むことを期待したい。その際、鍵となるのは、これまで繰り返し述べてきたとおり、学修者本位の教育の実現と、法科大学院間の連携・協働による高め合いである。一人一人異なる強みを持つ法学末修者の声に耳を傾けながら、それぞれの法科大学院がもつ知見やノウハウを結集して、「新たな日常」に向かう今こそ、改めて「公平性、開放性、多様性」を旨とする法曹養成プロセスに立ち返り、改善を継続していく必要がある。
- 本委員会としても、今回示した対応策について、随時、進捗の確認と成果の検証を行うとともに、今期十分に議論を深めるに至らなかった以下の事項については、引き続き、継続的に検討することとしたい。

- ・ **ポストコロナ期における ICT を活用した法学教育の在り方について**
- ・ **他学部出身者や社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方について**
- ・ **夜間主コースをはじめとする、有職社会人にとって学びやすい学修環境の在り方について**
- ・ **1年次教育における法曹コースとの連携の在り方について**

法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ（案）

令和3年1月

法科大学院をめぐる現状

- これまでの改革により、募集継続校は35校（令和2年現在）、入学定員総数は2,253人と規模が適正化
- 法学部3年（法曹コース）＋法科大学院2年の5年一貫教育制度の創設、司法試験の在学中受験資格を導入
- 法学未修者については、入学者全体に占める社会人・他学部出身者が減少（各2割未満）、法学未修者コース修了生の司法試験合格率（累積）は、修了5年目でも5割未満（既修者コース修了生は、修了3年目で合格率7割を超える）

- ◆ 人生100年時代、デジタル化の進展、ポストコロナ期の社会を見据える中、**法曹志望者の多様性の確保**という観点から、法科大学院教育において**改めて幅広い経歴や能力を有する法学未修者の教育の充実**が不可避
- ◆ 適正化された規模の**法科大学院が互いに協働し、高め合う関係へ**

法学未修者教育の充実に向けた課題認識

多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現

法学未修者（他学部出身者、社会人経験者、有職社会人等）は、自分に適した学習方法や確保できる学習時間などが様々であるため、**習熟度の違い等を踏まえた上で、個々の学生にとって最適と考えられる方法を選択できるような学習環境を提供**することが重要。

法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上

法学未修者教育の課題は法科大学院に共通する課題が多いことから、**各法科大学院が有する経験やノウハウ等を共有し**、法学未修者教育の充実にとともに取り組むことが期待される。

課題を踏まえた5つの対応策

（1）学修者本位の教育の実現

- **ICT（オンデマンド方式を含む）を活用**し、教育の質の向上に資する教育手法を実現
時間や場所の制約なく自らのペースで繰り返し視聴することや、オンデマンド方式の予復習をもとにした効果的な**反転授業の導入**等も可能。
- **補助教員等**（法律実務家）による授業フォローや論述指導を一層促進、担当教員や補助教員同士の連携強化。
- **長期履修制度**などを活用し、**多様な学修計画の選択肢**を提供。

（2）社会人学生等の実態に配慮した学修体制

- 有職社会人や法科大学院が立地しない地域の居住者の学修をより充実させるために、**積極的にICTを活用**。
- 非法学部出身者や社会人経験者に対しては、ICTも活用し**入学前に学修機会を提供**。入学前既修得単位認定も可能。
- 他学部での学びや実務経験など、**入学前の多様な経験や知識・能力の成果を評価**し、法律基本科目の学修に注力できる環境を整備することが有効。

（3）効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

- 法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策等を**継続的に議論する場（協働プラットフォーム）**を設ける。
- 法学未修者に適した教育内容・手法の開発のほか、補助教員の活用、教職員FDの活性化等、法科大学院間で協働することにより、**法学未修者の教育水準の向上**を目指す。

（4）共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

- 1年次教育の成果分析を通じた**学生の学修・進路指導の充実**や、客観的な進級判定を実施する。

（5）法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

- 社会ニーズの高まる多様な領域で活躍する法曹を多数輩出すべく、**キャリアパスの開拓、就職先機関との連携、的確な情報提供等**を促進する。

今後のさらなる検討課題

引き続き、法令改正や上記の改善方策の進捗確認と成果検証を行いつつ、ICTを活用した法学教育の在り方、他学部出身者・社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方、夜間主コースをはじめとする有職社会人の学修環境の在り方、1年次教育と法曹コースとの連携の在り方などについて検討する。

参考資料

入学者選抜状況

- ①志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移
- ②入学者数の推移（社会人経験者）
- ③入学者数の推移（非法学部出身者）

修了認定状況

- ④標準修業年限修了者数・修了率の推移
- ⑤進級率の推移（未修 1 年次から 2 年次への進級率）

司法試験合格状況

- ⑥司法試験合格率のこれまでの推移
- ⑦司法試験合格者数のこれまでの推移
- ⑧司法試験合格率の推移（単年度）（未修／既修、法学部／非法学部別）
- ⑨司法試験合格率の推移（修了直後）（未修／既修別）
- ⑩司法試験累積合格率（未修／既修別）

未修者教育の充実

- ⑪法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯
- ⑫法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（未修者教育の改善充実に資する取組）

ICT を活用した法学教育

- ⑬法科大学院における I C T 活用 関連条文
- ⑭法科大学院における I C T（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果
＜概要＞
- ⑮法科大学院における ICT の活用状況 令和 2 年度法科大学院関係状況調査より

補助教員による学修支援

- ⑯補助教員による学修支援 令和 2 年度法科大学院関係状況調査より
- ⑰補助教員による学修支援（好事例）

長期履修制度

⑱長期履修制度 令和２年度法科大学院関係状況調査より

⑲各大学の長期履修制度の取組例

入学前の学修機会の提供

⑳法学未修者の履修登録単位数の上限 令和２年度法科大学院関係状況調査より

共通到達度確認試験

㉑共通到達度確認試験

㉒共通到達度確認試験試行試験結果と司法試験（短答式試験）結果の相関分析

㉓共通到達度確認試験の活用について

法科大学院修了生のキャリアパス

㉔法科大学院修了生の進路

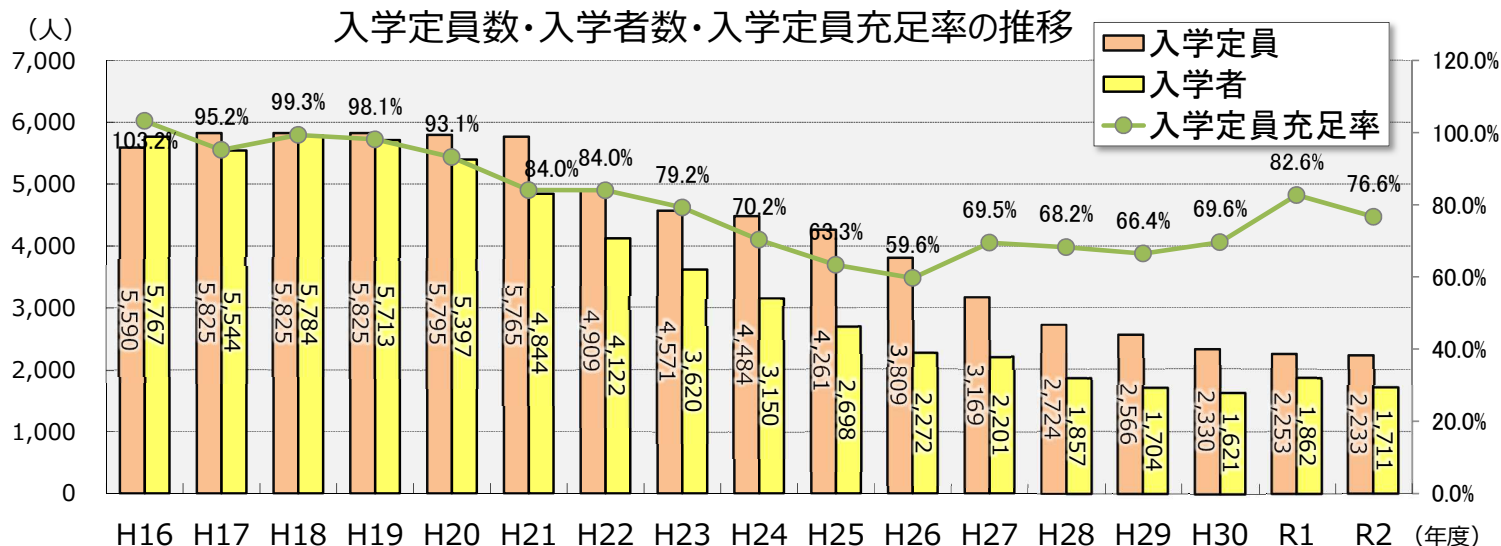
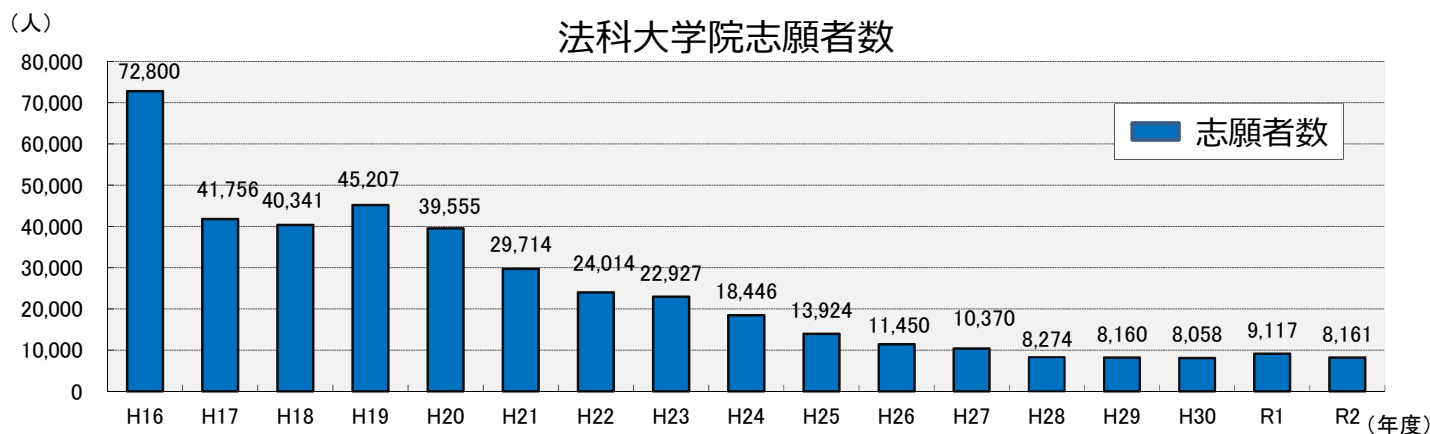
㉕修了生の就業先業種

㉖法務担当者の採用（配置）の方針（過去の調査との比較）

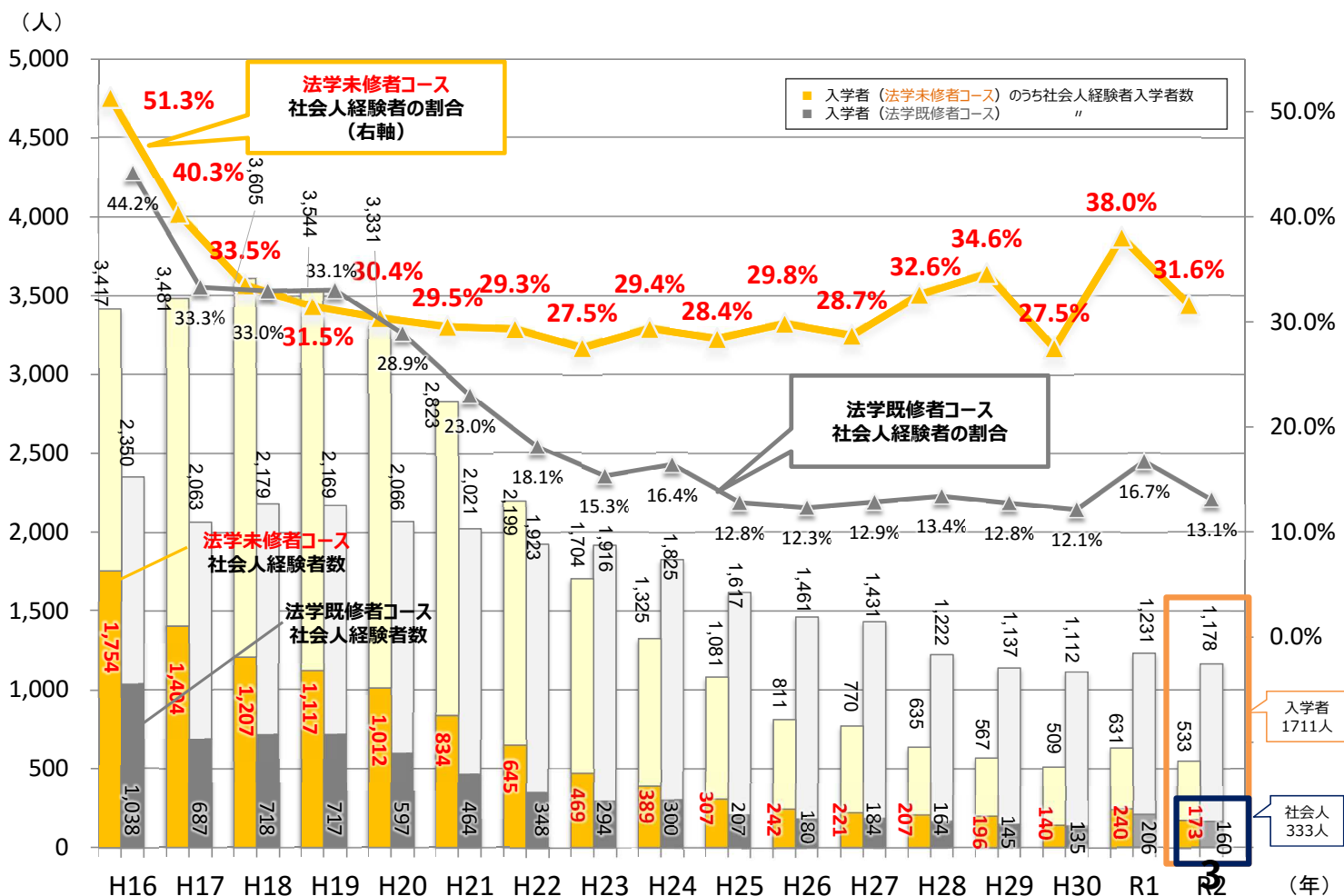
付属資料

㉗第 10 期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 審議経過

㉘第 10 期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 委員名簿

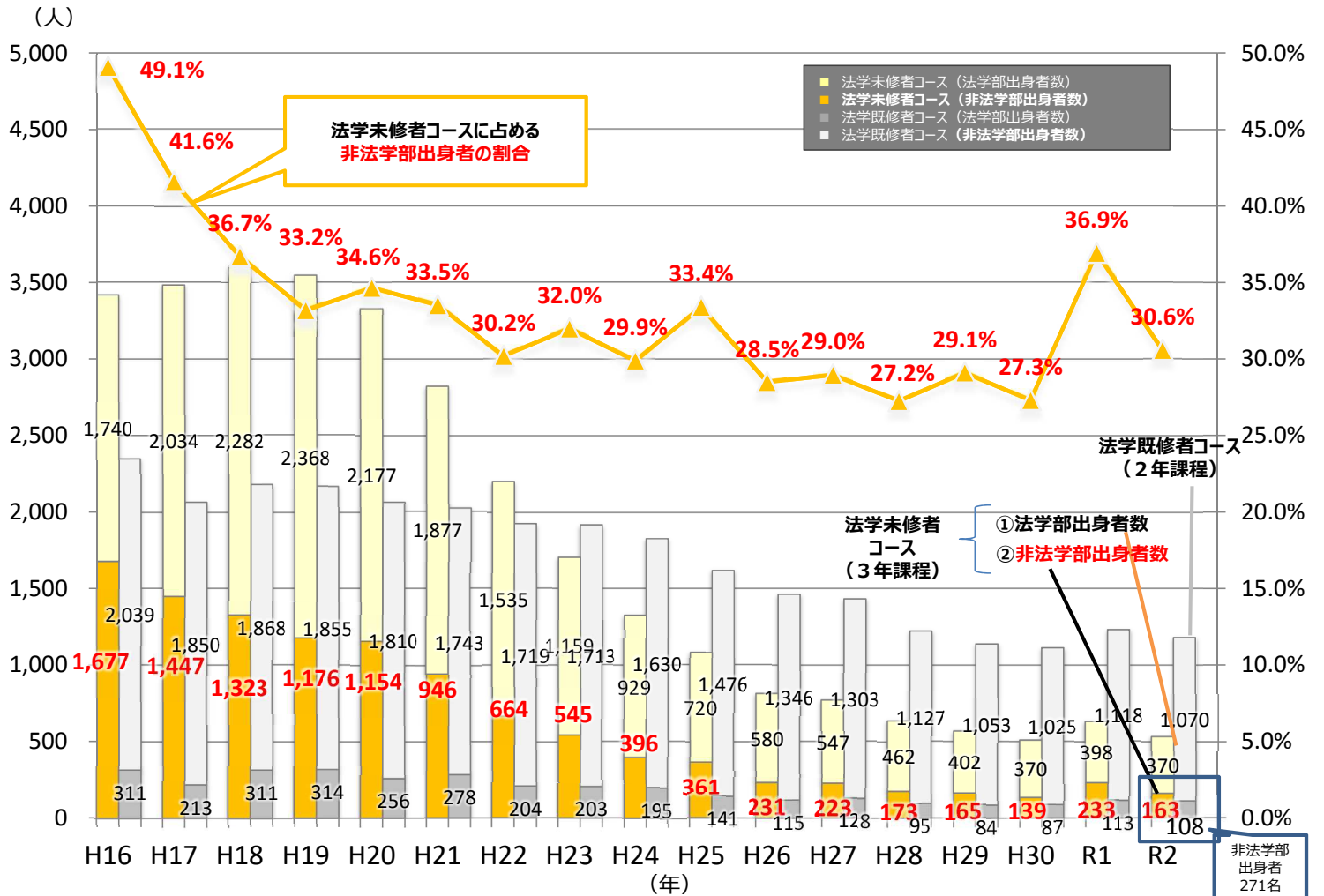


入学者数の推移
(社会人経験者)



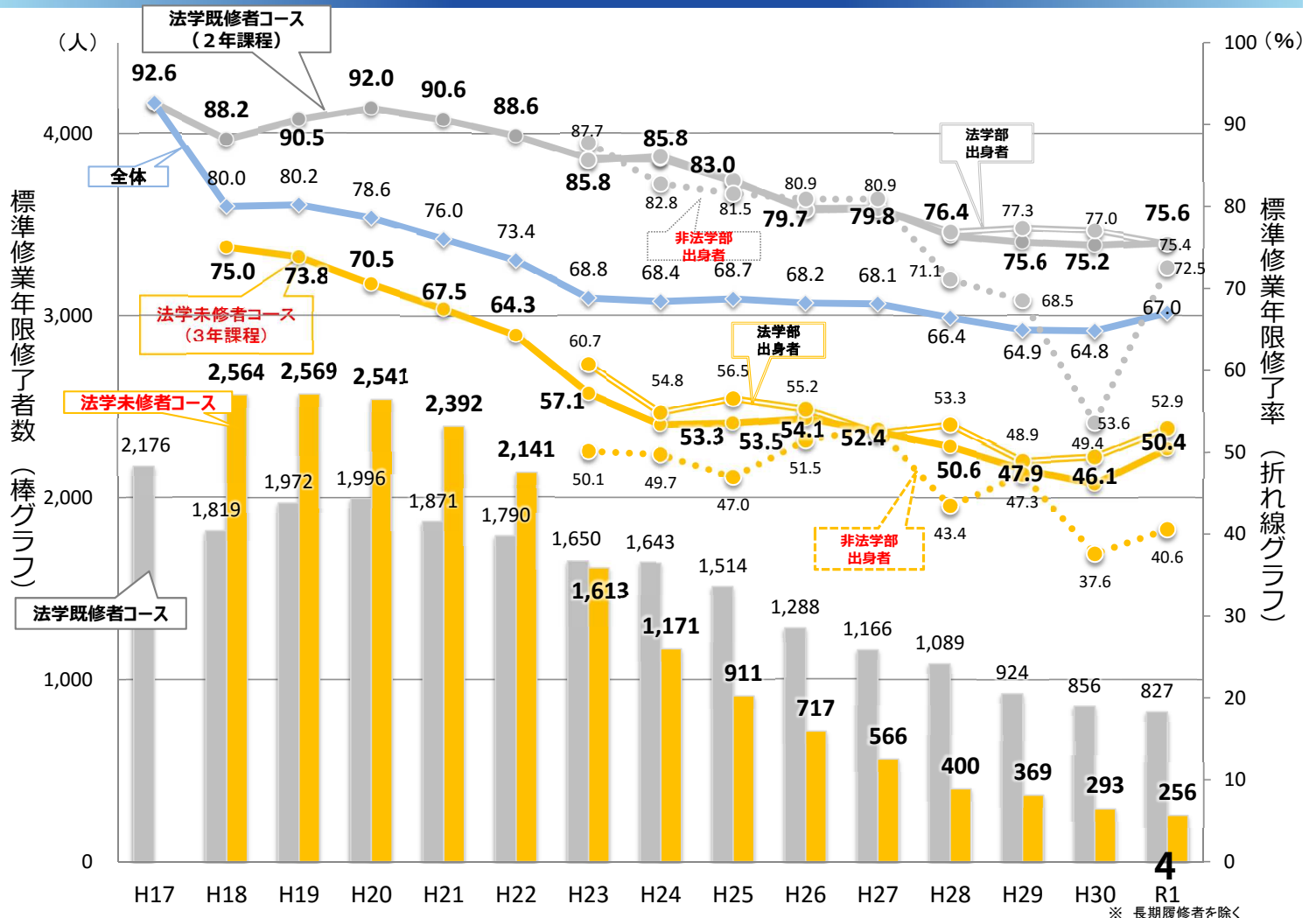
入学者数の推移 (非法学部出身者関係)

③



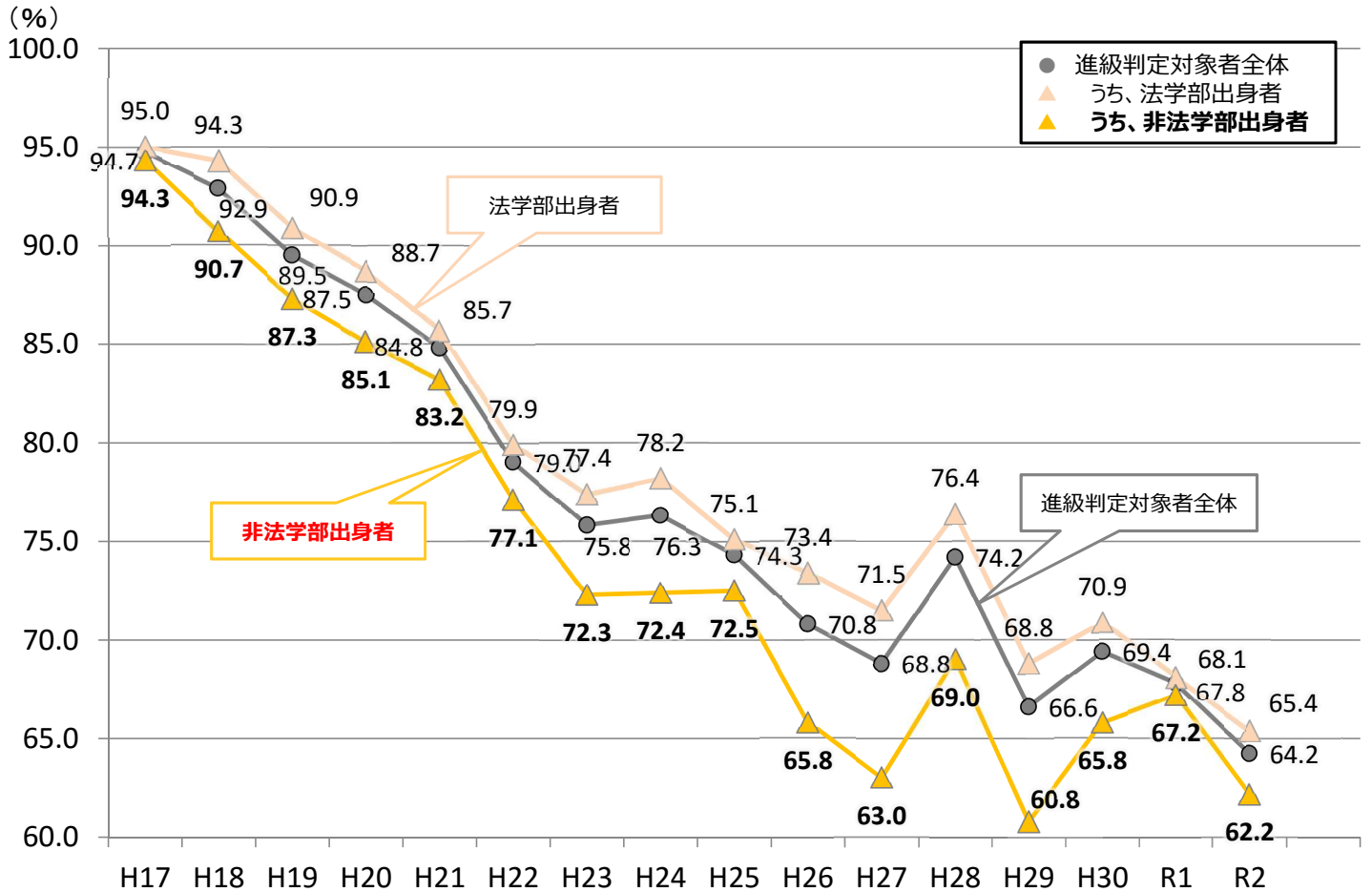
標準修業年限修了者数・修了率の推移

④



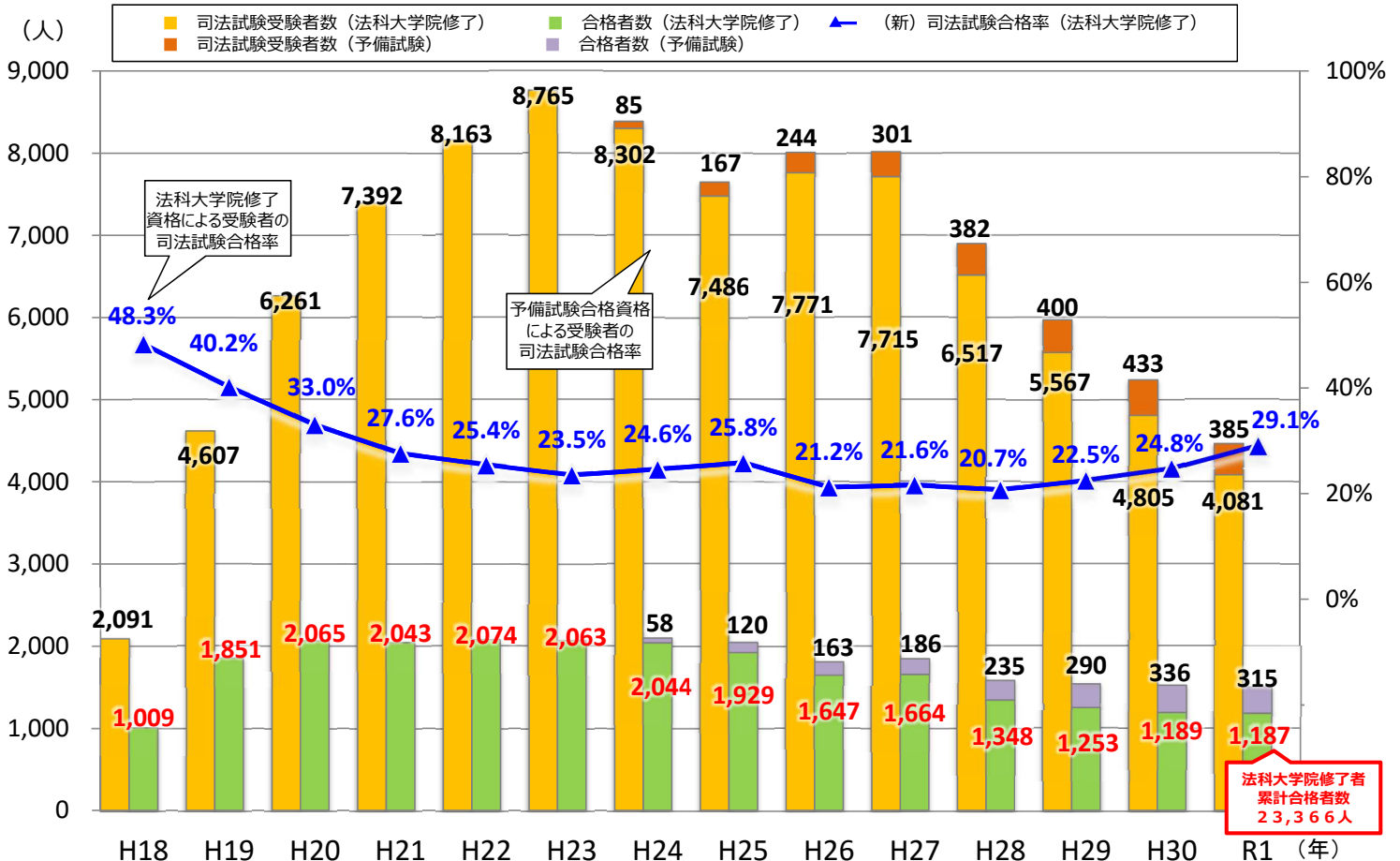
進級率の推移 (未修1年次から2年次への進級率)

⑤



司法試験合格者のこれまでの推移

⑥

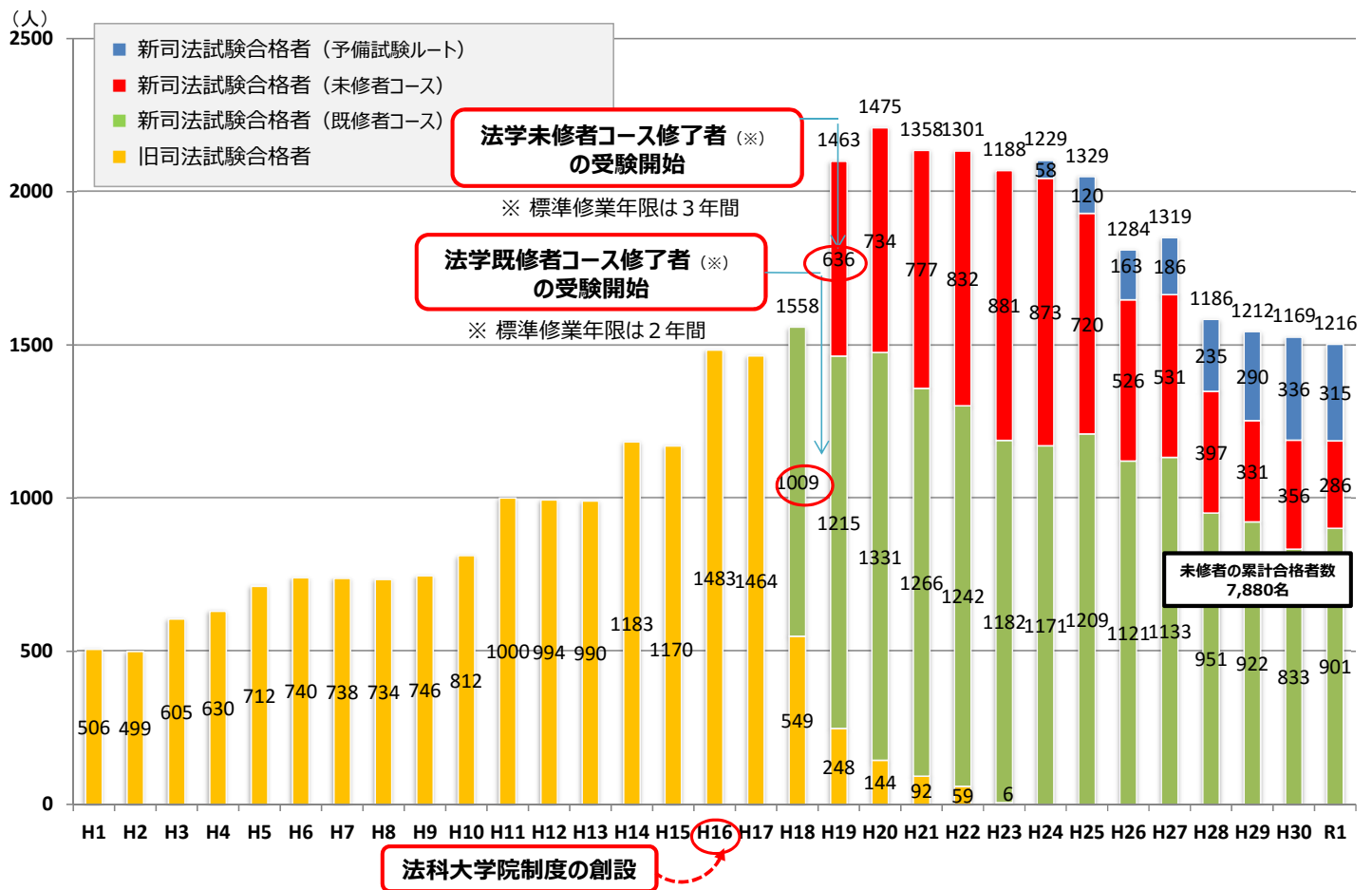


※平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

【令和元年試験の結果：29.1%】

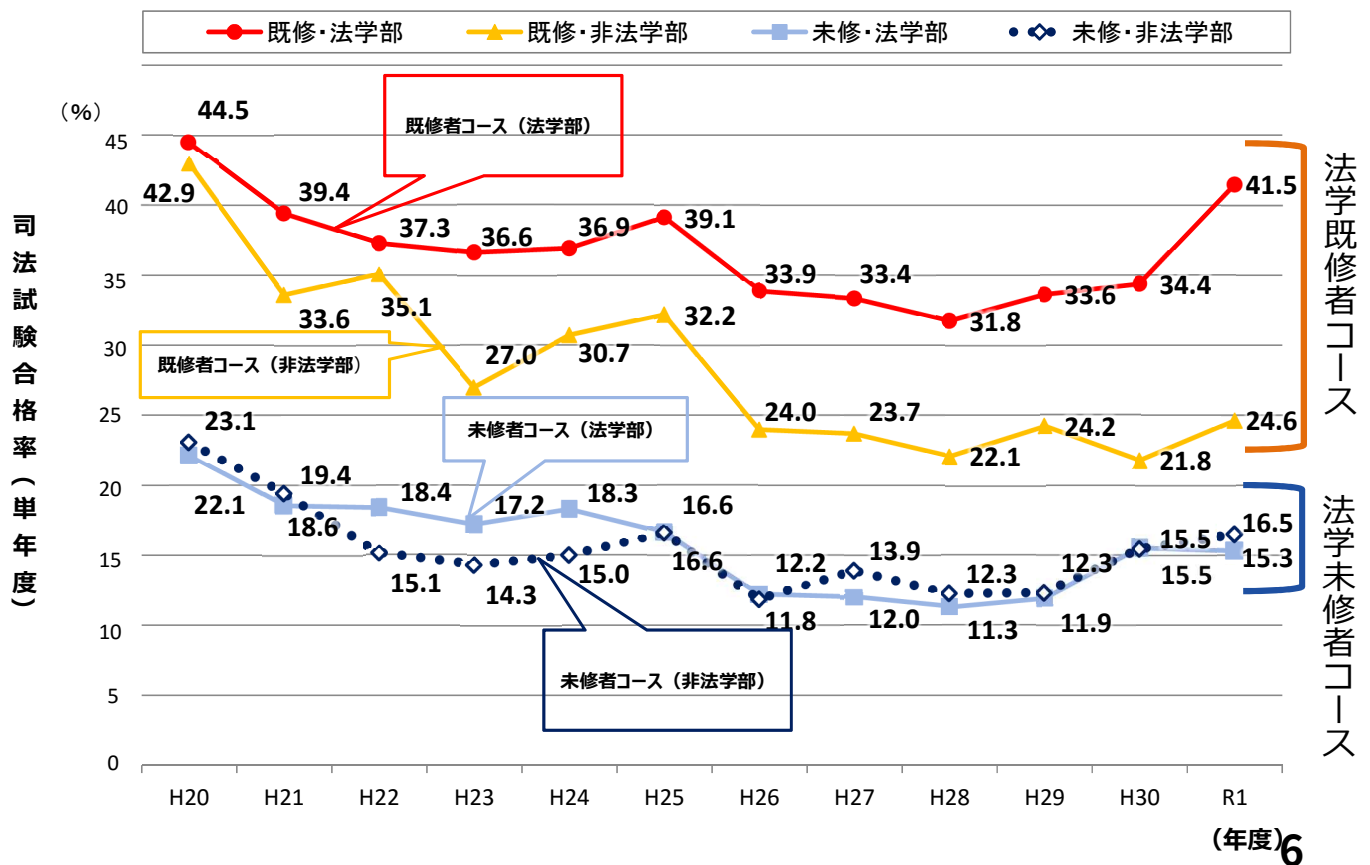
5

法学既修者：40.01% 法学未修者：15.64%

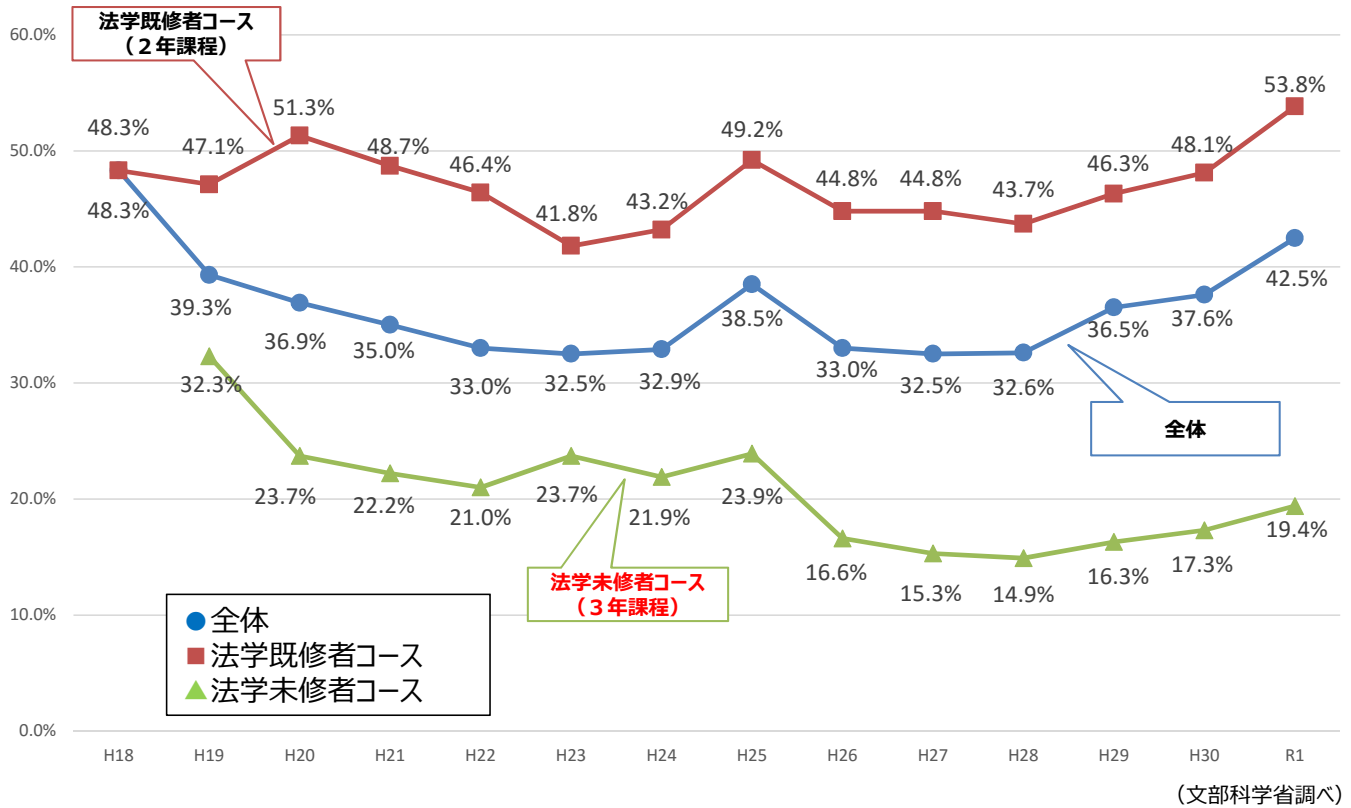


司法試験合格率の推移 (単年度) (未修/既修、法学部/非法学部別)

法学既修者コース修了者では、法学部出身者と非法学部出身者の間に大きな開きがある。
一方、法学未修者コース修了者では、法学部出身者と非法学部出身者とでほとんど差がない。



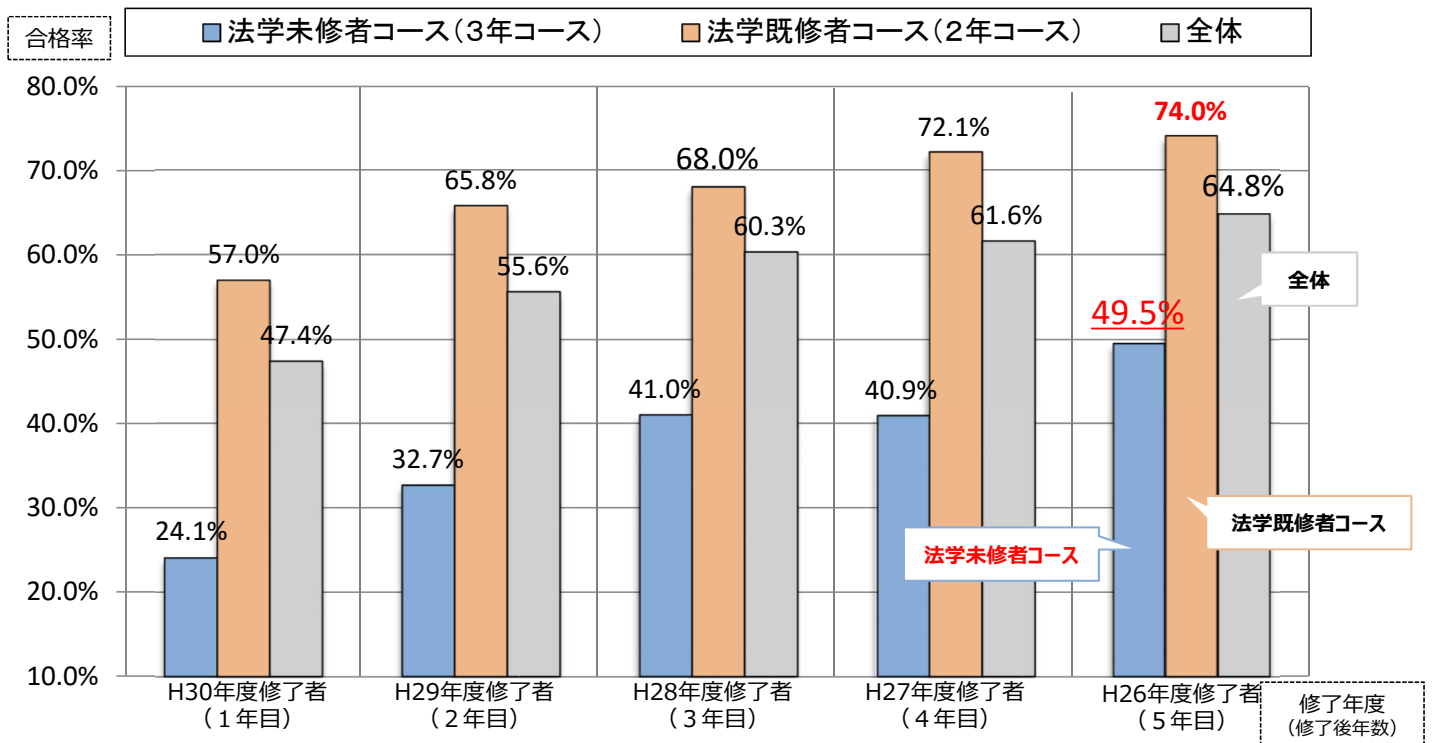
法学未修者コース修了者の合格率は、当初は低下傾向であったが、近年は上昇傾向。しかしながら、依然として法学既修者コース修了者の合格率の半分以下にとどまる。



司法試験累積合格率（未修/既修別）

⑩

- 全体の累積合格率は政府目標である7割にわずかに達していない。
- 法学既修者コース修了者は修了後3年目で約7割が合格しているのに対し、**法学未修者コース修了者の合格率は5年累積でも5割に満たない。**



※ 募集停止・廃止校を除く35校を対象として、令和元年司法試験までのデータを用いて算出している。(令和2年3月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

	中教審等における提言の主なポイント	関連施策
H16		
H17		
H18		
H19		
H20		
H21	「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日 法科大学院特別委員会) ・授業科目やその内容について、適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的充実よりもより量的充実を図ることが必要。 ・法学未修者1年次における法律基本科目について、履修登録単位数の上限を36単位とする原則を維持しながら、最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要。 ・法学未修者1年次の授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要。 ・法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われることが必要。 ・認証評価機関における評価に当たっても、上記の考え方に従い評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後検討が必要。	
H22		・1年次について、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加させることを可能とした(省令・通知) ⇒ 法律基本科目の配当科目数が増加 ・成績評価・進級判定・修了認定が厳格化 ⇒ 標準修了年限での修了率が低下
H23		
H24	「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(平成24年7月19日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会) ・法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進 ・入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組等の促進 ・法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討する体制の構築が必要。	「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(平成24年11月30日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ) ・法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである共通到達度確認試験の実施を提言 ・法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組みの導入を提言 ・未修者教育に関する優れた取組をまとめた事例集を作成
H25	「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(平成25年11月22日中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ) ・法学未修者がより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。 ・多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減するなどの措置を講じることが考えられる。 ・このような取組を適正に評価できるよう、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。 ・法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。	
H26	「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会) ・法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験(仮称)の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底することが必要。	「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高第393号, 平成26年8月11日) ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。 ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。
H27		共通到達度確認試験の試行開始(～平成30年度) 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを開始
H28	「統一適性試験の在り方について(提言)」(平成28年9月26日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会) ・適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべき。 ・文部科学省において、未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、受験者の適正判定の適確性・客観性を担保すべき。	「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)を作成
H29		
H30	「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成30年3月13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会) ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準は、入学者の質の確保の観点から見直すべき。 ・進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要。 ・新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要(例えば複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施、法学部の法曹コースに純粹未修者の教育機能を分担させる取組、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院への評価) ・教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施し、共有可能とする。 ・未修1年次の特定科目について若手実務家の活用の促進を検討。 ・社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策をも含め、未修者教育の改善のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討。	「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」(平成30年文部科学省告示第66号) ⇒法科大学院の入学者選抜に関する努力義務の削除 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者(以下「法学未修者等」という。)の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除すること。(第三条関係) 法科大学院全国統一適性試験の任意化(不実施)
R1 (H31)		法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正 ・法科大学院における法曹となろうとする者に必要な教育を段階的・体系的に実施することを明確化 ・職業経験を有する者等への入学者選抜における配慮の明確化

2018年10月～2019年９月の各法科大学院の特色ある取組のうち、法学未修者教育の改善充実に資すると評価されている取組。

大学名	取組
筑波大学	・若手弁護士チューターによる個別指導型ゼミの充実
早稲田大学	・AA(アカデミック・アドバイザー)によるパートナー制度、入門導入講義等の実施による就学前準備や課外講座の充実など、未修者サポート体制の再構築
一橋大学	・個別連絡やFD会議の場を通じて１年次必修科目の授業担当教員間による情報共有 ・予習課題の出し方の工夫や授業で扱った内容のダイジェストを授業後に復習用材料として配布
京都大学	・未修者枠合格者を対象とした入学前授業見学会の実施
神戸大学	・法学未修者の教育・学習支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・提供

法科大学院におけるICT活用 関連条文

⑬

○専門職大学院設置基準

(授業の方法等)

第８条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

２ 大学院設置基準第１５条において準用する**大学設置基準・・・第２５条第２項**の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

○大学設置基準

(授業の方法)

第２５条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２ 大学は、**文部科学大臣が別に定めるところ**により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

○大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号） 【いわゆる「メディア告示」】

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果＜概要＞

（法科大学院教育におけるICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）平成29年2月

14

検討の目的

- 法曹養成制度改革推進会議決定*を踏まえ、**地方在住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保**
- **地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上や、実務家等のキャリアアップの機会の確保**

（法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）（抄）

第3 法科大学院 2 具体的方策 （3）経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

課題

- いくつかの法科大学院において遠隔授業の実例はあるが、**関係法令や大学評価基準への適合性を気にするあまり、普及が進まないとの指摘**
- そのため、本検討会議において、**専門職大学院設置基準等の関係法令への適合性について、解釈を明確化する必要**

「教育効果要件」への適合性

- **教育効果要件とは**
「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能
（専門職大学院設置基準第8条第2項）

- **教育効果要件を充足するために配慮すべき要件**

＜授業時間内＞

- ・ 同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境の構築
- ・ 授業に対する受動性が強くないよう、討論・議論の機会の確保
- ・ 必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい

＜授業時間外＞

- ・ ラーニング・マネジメント・システム（LMS）等の活用による教員への質問や、学生同士の議論・交流の機会の確保
- ・ 学修フォローや通信途絶への代替手段のため、必要に応じて、授業の録画配信を実施することも有効

＜学修支援全般＞

- ・ オフィスアワー等を活用して、学生・教員間でのコミュニケーション手段・機会を確保することが望ましい

メディア告示への適合性

- **メディア告示とは**
多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所において、授業を履修させることができる要件を規定したもの

＜サテライト方式＞

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態

⇒ 面接授業と類似の環境を整備することが可能であり、**法科大学院の授業において許容される**

＜モバイル方式＞

ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態

⇒ 学生側の事情で通信環境に問題が生じる可能性があるため、**利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用**

＜オンデマンド方式＞

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態

⇒ 授業時間外の学修ツールとしては推奨されるが、**法科大学院の授業において、本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**

その他

最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

新型コロナウイルス感染症拡大前後の状況を比較

調査対象：募集継続校35校を集計

※令和2年度法科大学院関係状況調査のうち、法科大学院におけるICTの活用状況について各法科大学院からの回答を概要としてまとめたもの。

※注 新型コロナウイルス感染症拡大前：おおむね令和2年4月上旬まで
 新型コロナウイルス感染症対策中：おおむね令和2年4月中旬から5月下旬まで

(1) 同時双方向型による遠隔授業の実施

■新型コロナウイルス感染症拡大前

- ・いずれの科目群においても、約80%以上の法科大学院が実施していなかった。(28校～33校)
- ・他方、2校（筑波大学、駒澤大学）が同時双方向型による遠隔授業を本格的に実施していた。

■新型コロナウイルス感染症対策中

- ・いずれの科目群においても、約90%の法科大学院が同時双方向型による遠隔授業を実施。(31校～35校)

■ポストコロナ期においても、約30%以上の法科大学院が同時双方向型による遠隔授業を実施する予定。(11校～16校)

(2) オンデマンド型動画の配信・活用

■新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、約50%以上の法科大学院がオンデマンド型授業を実施。(18校～25校)

また、欠席者用の補助教材、復習・予習用教材、授業中の教材として講義動画を配信する法科大学院も約60%以上あり。

補助教員による学修支援

令和2年度法科大学院関係状況調査より

⑯

○「補助教員」は、法令上明確な定義はなく、今回の調査においては、「法科大学院の研究指導、授業担当認定を受けておらず、授業補助、質問対応、相談対応、ゼミでの指導などを行う有給の者」と定義。

○学生や教員を除く、法科大学院修了生、司法修習生、弁護士等を幅広く含み、名称も、アカデミック・アドバイザー、チューター、メンター、学習アドバイザー、TAなど様々であり、授業の補助、学修・生活相談、課外ゼミ等の学修支援を実施する者として回答してもらった。

調査対象：募集継続校35校を集計

(1) 補助教員の活用

■約90%以上の法科大学院が補助教員を利用。(32校)

※その他の3校については、今回の定義にはあたらないものの、実態としては、助教や地域の弁護士会が主体となって学生の学修支援を実施している。

(2) 補助教員が行っていること（複数回答）

■授業の補助（12校）

■授業外における指導

- ゼミ等の実施（25校）
- 法律に関する質問対応（16校）
- 学習方法に関する相談対応（18校）
- 進路に関する相談対応（11校）
- その他（4校）

「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」より （文部科学省 平成30年度先導的大学改革推進委託事業）

・創価大学法科大学院：

「土曜補習」において、補助教員（チューター）同士の縦の連携や教員との組織的・日常的な連携。

・早稲田大学法科大学院：

修了者弁護士であるアカデミック・アドバイザーを数十名規模で配置し、その中から数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2 か月に 1 回程度法科大学院執行部との協議を実施。

・明治大学法科大学院：

正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置。

文部科学省 令和 2 年度法科大学院関係調査より

・筑波大学法科大学院：

教務委員会においてチューターゼミ担当の専任教員を配置し、監督指導。

補助教員によるゼミの科目、対象年次・学生、実施時期、実施方法について、予め実施要領の作成をする際に適宜連携検討を加えるほか、実施結果を提出させて、フィードバック。

・金沢大学法科大学院：

補助教員と担当教員の意見交換会を開催。

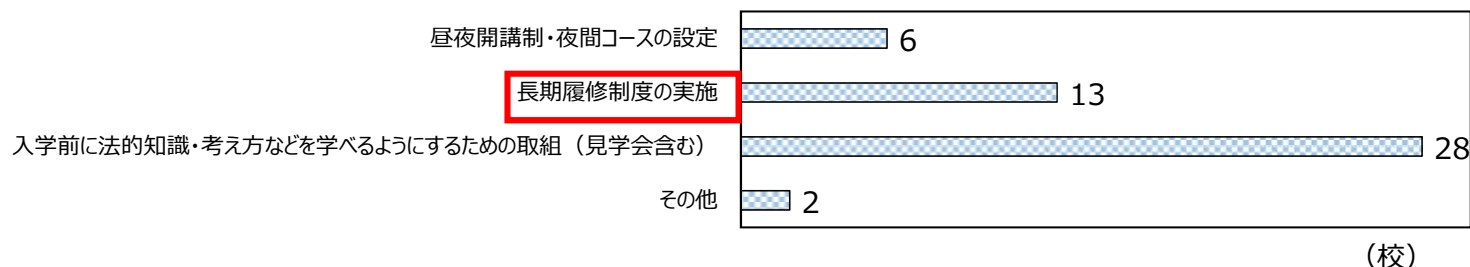
長期履修制度 令和 2 年度法科大学院関係状況調査より

働きながら学修できる環境の整備

調査対象：募集継続校35校を集計

18

■ 働きながら学修できる環境を整備し、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するために どのような方策を実施しているか。（複数回答可）

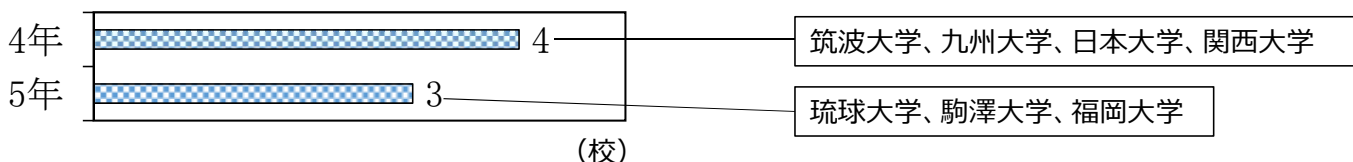


■ 実際に長期履修制度を活用している学生の状況。

該当学生の人数

合計 43 人（7 校）

平均履修期間



各大学の長期履修制度の取組例

令和2年7月1日現在

○筑波大学

対象	未修者、既修者
履修年限	未修者3年を4年、既修者2年を3年 入学後に長期履修制度の適用を受ける余地もあり
履修方法	1年間に取得できる単位数は、標準年限の3年間に比べて、約4分の3に制限
授業料	標準年限の4分の3、 4年間でのトータルの授業料は、標準年限の3年間の場合と同じ額
申請時期	入学手続き時、初年度修了時
申請の条件	仕事や介護等の事由（大学全体の要件）
在籍人数（うちR2入学）	25人(3名)
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

○琉球大学

対象	未修者・既修者（在学者も対象）
履修年限	事情に応じて4年間から6年間
履修方法	指導教員と相談しながら計画的に履修する
授業料	納入する授業料総額は標準3年間(既修者は2年間)分で良い
申請時期	入学手続き時（やむを得ない場合は2月末）
申請の条件	職業を有する方 育児、出産又は長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な方 その他やむを得ない事情により標準修業年限で修了することが困難であると認めた方
在籍人数（うちR2入学）	4名（0名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため、体調不良、出産・育児のため

○日本大学

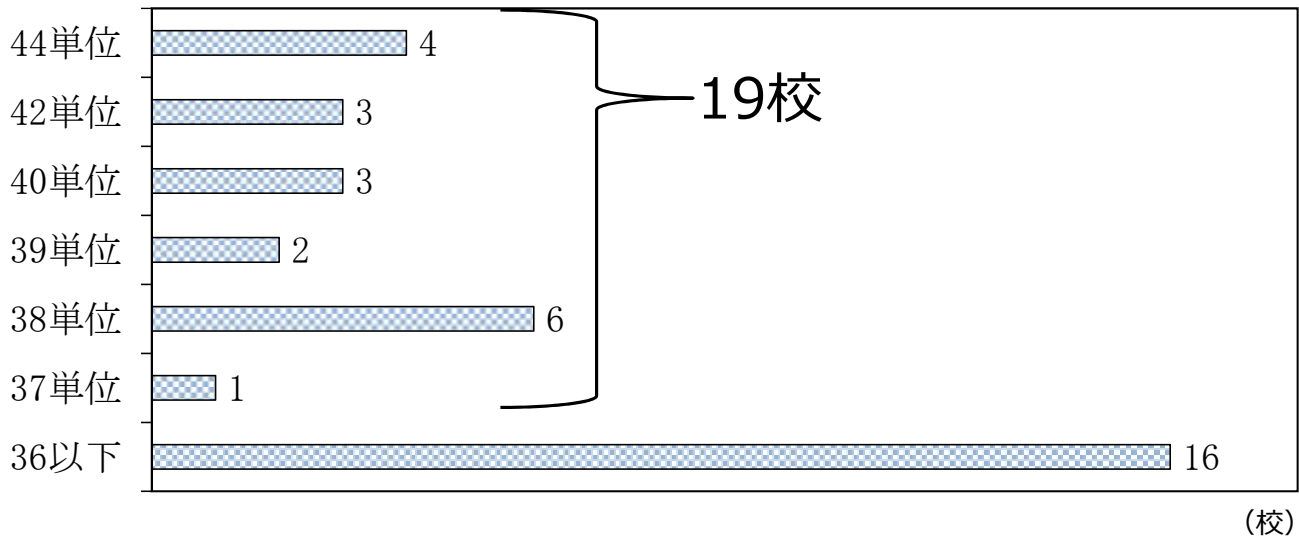
対象	未修者、既修者
履修年限	未修者 4 年、既修者 3 年
履修方法	1 年間に履修できる上限単位数は、 未修：通常（36/36/44）のところ、長期履修（28/28/28/32） 既修：通常（36/44）のところ、長期履修（28/28/32）
授業料	標準修了年限で支払う総額を、長期履修する年限で分割
申請時期	入学試験出願時及び入学手続時
申請の条件	特になし
在籍人数（うち R2 入学）	7 名（0 名）（未修 5 名/既修 2 名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

○関西大学

対象	未修者
履修年限	4 年間
履修方法	履修科目、履修制限単位、進級要件及び在学年限（6 年）は全て法学未修者コース標準コースと同じ条件 履修制限単位については、1 年目及び 2 年目は法学未修者コース標準コースの 1 年次の 2 分の 1、3 年目は法学未修者コース標準コースの 2 年次と同じ、4 年目は法学未修者コース標準コースの 3 年次と同じ条件
授業料	4 年間で支払う授業料は、標準コース 3 年分の授業料とほぼ同額
申請時期	入学手続時（11 月申請、12 月面談）
申請の条件	特になし
在籍人数（うち R2 入学）	1 名（1 名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

調査対象：募集継続校35校を集計

■未修1年次の履修登録単位数の上限を36単位から44単位を上限として拡大しているか。



(参考)「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」
(26文科高 第393号、平成26年8月11日)

- ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。
- ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。

共通到達度確認試験

21

- 共通到達度確認試験は、各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式
- ◆ 「共通的な到達目標モデル※」に則した出題※法科大学院で共通して学修することが必要な内容・水準を示すものとして2010年策定。
- ◆ 57校の484名の学生が受験(対象811名)

【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

- ◆ 対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、2年次学生(未修者・既修者)も対象)
- ◆ 60校の1,153名の学生が受験(対象3,139名)
- ◆ 受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集

【第3回試行(H29.3.16)】7科目まで科目を拡大

- ◆ 刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の4科目を追加(2年次学生(未修者・既修者)が対象)
- ◆ 1年次学生と2年次学生で共通問題と学年別問題を組み合わせて実施(科目：憲法・民法・刑法)

【第4回試行(H30.3.15)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

- ◆ 第3回試行試験の結果を踏まえ、1年次学生と2年次学生で共通の問題で実施(科目：憲法・民法・刑法)

【第5回試行(H31.3.14)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

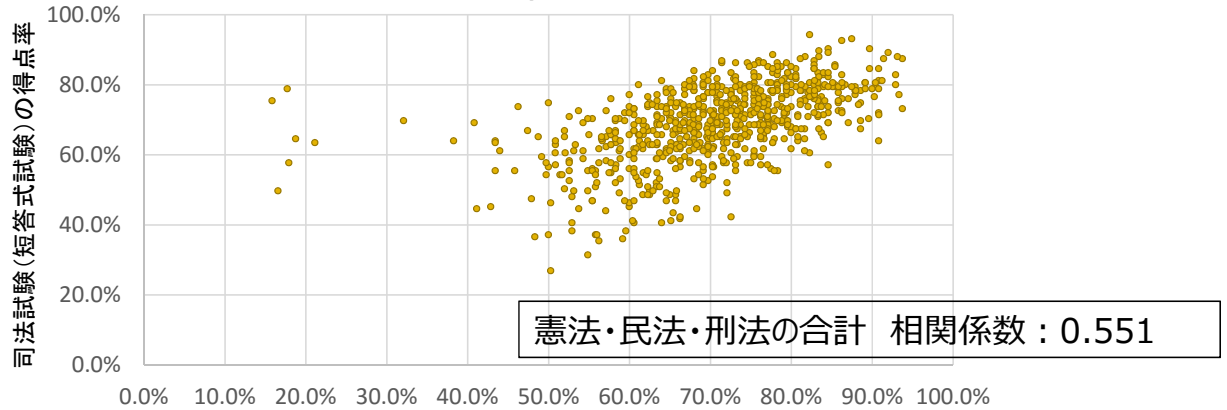
【第1回(R2.1.12)】本格実施

- ◆ 憲法・民法・刑法の3科目で実施
- ◆ すべての法科大学院の未修1年次生の受験が必須。進級判定に活用
- ◆ 参加大学数：37校(国公立大学：18校、私立大学：19校) 志願者数：687名 出席者数：603名(出席率：87.77%)

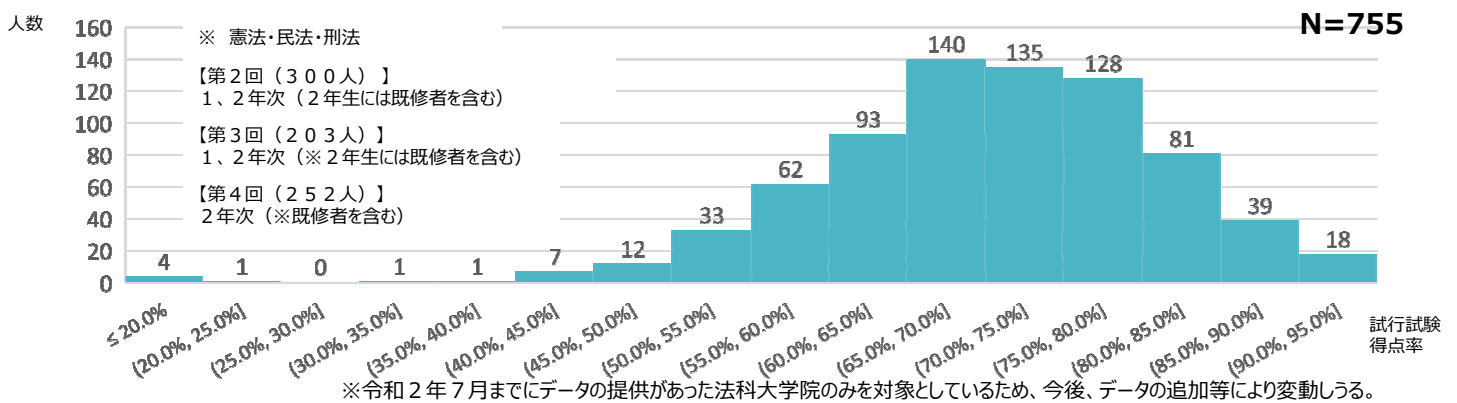
【第2回(R3.1.10)】

- ◆ 受験者数等については集計中(令和3年1月13日現在)
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響等により試験日における状況が各大学で異なることが予想されたため、オンラインでの実施も可とした

共通到達度確認試験試行試験結果と司法試験（短答式試験）結果の散布図
(第2回～第4回 ※第4回は2年次のみ。2年次には既修者を含む。)(平成29年・平成30年・令和元年 ※修了後1年目の受験に限る。)



共通到達度確認試験の得点率
第2回～第4回共通到達度確認試験試行試験得点分布（全体）

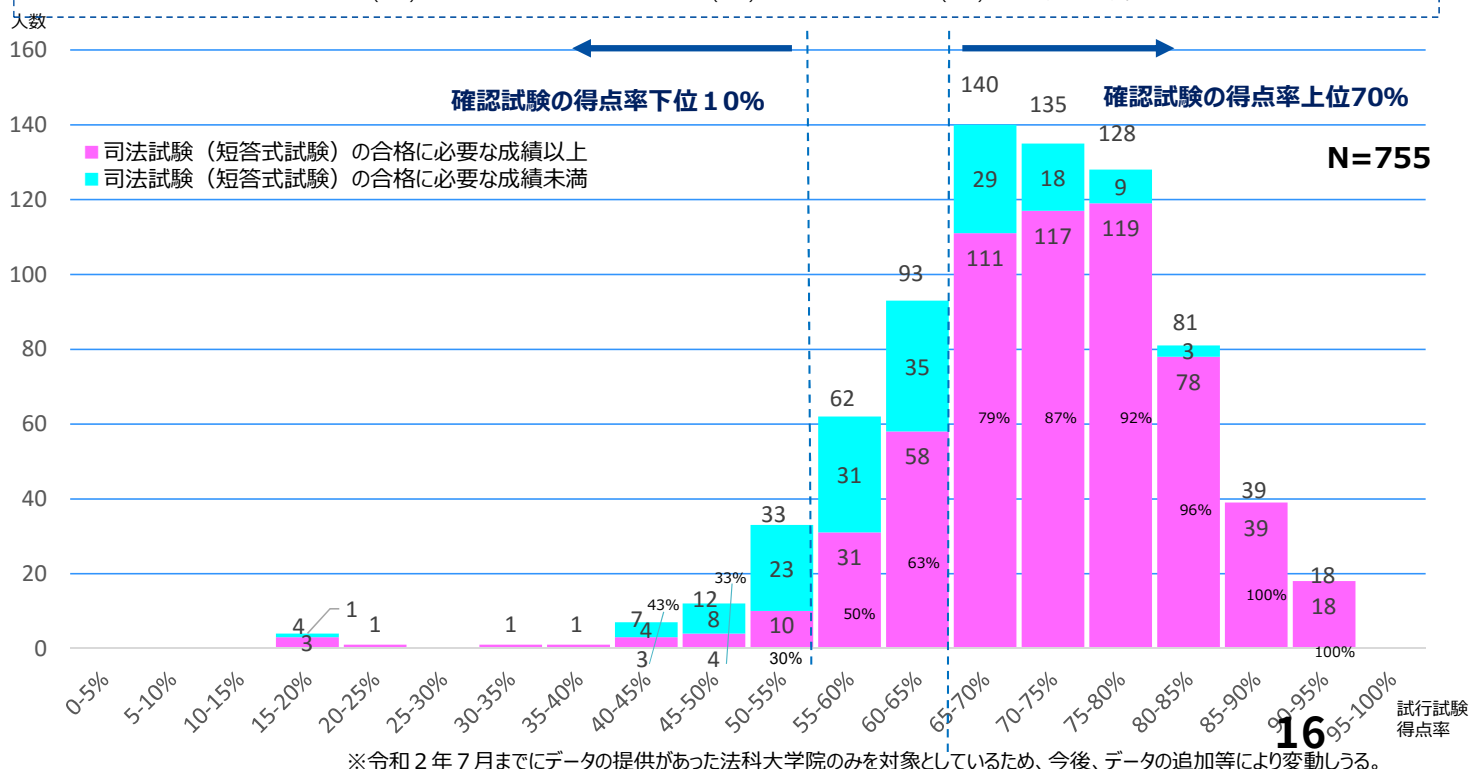


司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績を基準とした分布

「第2回、第3回又は第4回共通到達度確認試験試行試験」(※1)を受け、かつ、平成29年度、平成30年度又は令和元年度の司法試験(※2)を受けた者を、各司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績(※3)を基準として、それ以上の者とそれ未満の者に分類してみると、傾向としては、

- 確認試験の得点率上位70%以上の層は、司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績を得た者の率が約80%以上。
- 確認試験の得点率下位10%以下の層は、司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績を得た者の率が約40%以下。

(※1)第4回は2年次のみ。2年次には既修者を含む。(※2)修了後1年目の受験に限る。(※3)最低ライン点（40%点）に達していない科目がある者を含む。以下同じ。



共通到達度確認試験の活用について

※令和元年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム調書より抜粋し、分類

1. 1年次から2年次への進級判定に活用している例

① 共通到達度確認試験の結果とGPAにより進級判定を行う例

- 共通到達度確認試験の結果が受験生全体の得点下位〇%未満の者は進級できない。ただし、その場合も基本科目の成績が〇点以上の場合は進級できるが、翌年度の早期に担当教員に学習相談を行うこと。
- 共通到達度確認試験の結果が全国上位〇%以内でなければ進級できない。ただし、その場合も当該学年における GPA が〇以上である者は進級することができる。
- 共通到達度確認試験の全国平均点未満の者は進級できない。ただし、その場合も、一定の GPA を満たすこと、補習授業を受講し、終了時の試験において一定以上の得点を得た場合は進級することができる。
- 1) GPA が〇以上の場合は進級を認めるが、共通到達度確認試験の結果が不良である場合には、個別指導と経過観察を行う。
- 2) GPA △未満の場合は共通到達度確認試験の結果が良好でも、進級させない。
- 3) GPA △～〇の間の場合は、GPA と共通到達度確認試験の結果を相関的に考慮して進級を判定。

② 共通到達度確認試験の結果と面談等により進級判定を行う例

- 1) GPA が△～〇であり、かつ、共通到達度確認試験の結果が一定水準に未達の者は進級を認めたと上で、面談等で、今後の学修に関して適切な指導を行う。
- 2) GPA が△未満であり、かつ、共通到達度確認試験の結果が一定水準に未達の者は、面談を実施し、2年次の学修に必要とされる到達度に達しているか否かを判定した上で、進級の可否を判断する。
- 共通到達度確認試験で△%以上の正答率を得られなかった場合は、学内の学修システムに搭載された同試験の該当科目を受験し、〇%以上の正答率を得ることを進級要件とする。

③ 共通到達度確認試験の結果を特定科目の単位認定に活用する例

- 共通到達度確認試験の結果が不振であった者は、当該科目の担当教員が試験結果を分析した上で、本人に対して学修指導を行う。この学修指導では十分な成果が上がらないと判断された場合、期末試験の成績等では進級が認められている者であっても1年次の当該科目を再度受講させる措置をとる。
- 学内の基準により進級判定を実施するものの、共通到達度確認試験の成績が一定の水準に達しなかった科目については、必修科目の「可」を「不可」と読み替えて進級の可否を判断。

2. その他の活用

- 学生及び教員が、共通到達度確認試験を日常の学修において活用することができるよう、過去問・解答・解説等を載せる学内の情報共有システム等を構築中。
- 試験後に、学生に対して共通到達度確認試験の内容を解説する機会を設けて、確実な理解の定着を図る。
- 共通到達度確認試験の結果を分析した上で、FD 懇談会などを通じて教員間で共有し、教材開発や各担当科目の授業内容に反映させている。
- 共通到達度確認試験の結果から未修者の傾向などを検証し、それを克服するために、2年次進級前に、グループ学習支援を行い、勉学の支援を行う。
- 単位互換など行っている他の法科大学院の学生の結果と比較・分析し、連携による効果や改善点などを検討。
- 2年次から3年次への進級要件にも活用する予定。

H30修了者

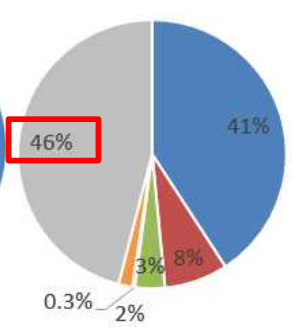
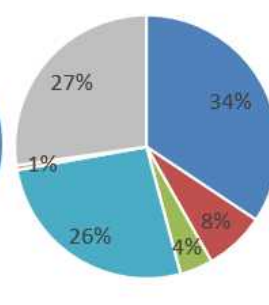
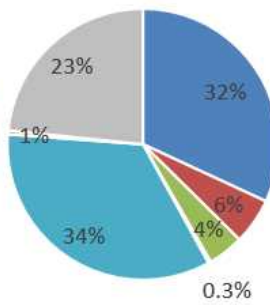
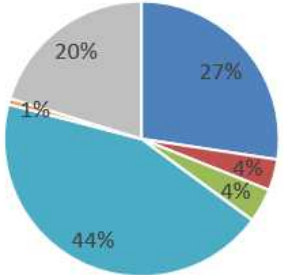
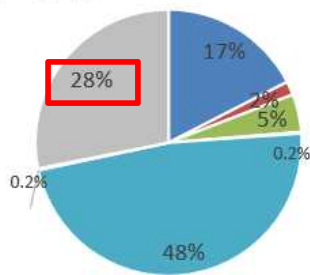
H29

H28

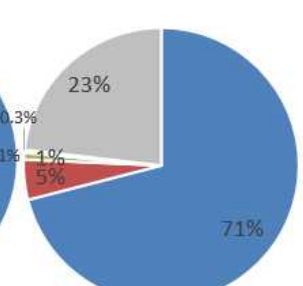
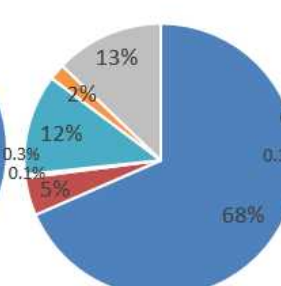
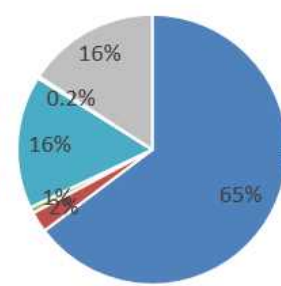
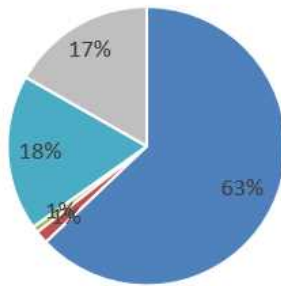
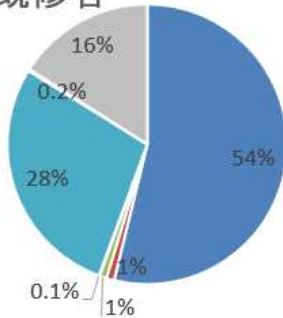
H27

H26

未修者



既修者



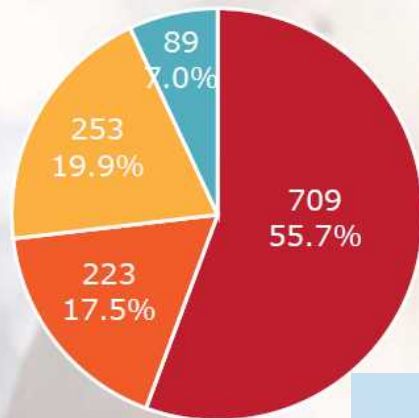
■ 司法試験合格 ■ 就職
■ 前職と同じ又は継続 ■ 進学
■ 司法試験受験勉強中 ■ その他
■ 不明

- ・「司法試験合格」以外の「就職」「前職と同じ又は継続」の割合は低い
(比較すると、未修者のほうが高い)
- ・未修者は約4分の1が修了後5年目まで司法試験受験勉強を継続
- ・修了後の進路をきちんと把握できていない状況にある

令和元年度文部科学省法科大学院調査より

修了生の就業先業種

▼修了生の就業先業種

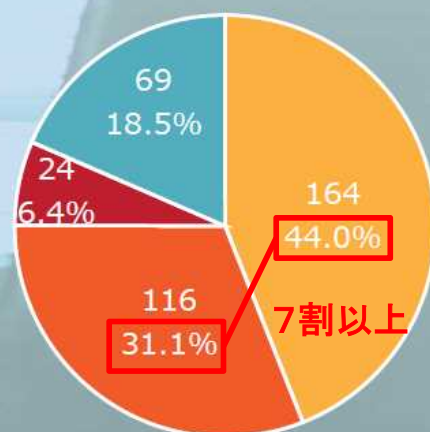


公的機関や企業など
新たな活動領域へ

■ 法律事務所
■ 公的機関
■ 民間企業
■ その他

(有効回答数 1,274)

◀法曹資格を有しない 修了生の就業先業種



■ 民間企業
■ 公的機関
■ 法律事務所
■ その他

(有効回答数 373)

選択肢	今回	第10次	第9次	第8次
法務業務経験者を中途採用する	46.8%	47.5%	41.9%	18.4%
他部門から異動させる	38.4%	45.9%	47.5%	54.2%
新卒（大学、大学院）または勤務経験のない既卒を採用する	31.7%	39.1%	47.5%	46.3%
法科大学院修了者を弁護士資格が無くても採用する	24.4%	8.8%	—	—
法律事務所での実務経験のある弁護士（国内資格）を採用する	12.5%	—	—	—
司法修習を終えた直後の弁護士を採用する	10.7%	5.3%		
企業や行政機関での実務経験のある弁護士（国内資格）を採用する	6.6%	—		
海外弁護士資格のある者を採用する	4.7%	3.4%		
法律事務所での実務経験と企業での就業経験双方を持つ弁護士（国内資格）を採用する	4.5%	—		
※実務経験のある国内弁護士資格を採用する	13.6%	4.8%	15.2%	2.3%
※弁護士資格（国内・海外）のある者を採用する	19.0%	9.7%		
グループ会社の法務部門等から出向者を配属させる	6.1%	6.5%	5.2%	5.9%
法務分野以外の業務経験者を中途採用する	4.7%	4.4%	—	—
特に方針はない	19.9%	16.6%	12.1%	17.7%
無回答・その他	4.2%	4.1%	4.5%	3.3%

小島武司/米田憲市監修、経営法友会/法務部門実態調査検討委員会『別冊NBL/No.160 会社法務部【第11次】実態調査の分析報告』（商事法務、2016年、107頁）

第 10 期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 審議経過

第 92 回 令和元年 6 月 27 日（木）10 :00－12 :00

- 1.座長の選任等について
- 2.法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律及び第 10 期の審議事項について
- 3.法科大学院教育の充実及び法科大学院と法学部等との連携の在り方について

第 93 回 令和元年 7 月 26 日（金）14:00－16:00

- 1.法科大学院教育の充実、法曹養成連携協定の認定要件及び認証評価の重点化について

第 94 回 令和元年 9 月 10 日（火）10 :00－12 :00

- 1.法曹養成連携協定の文部科学大臣の認定に関する省令、専門職大学院設置基準及び認証評価に関する省令について
- 2.法学未修者教育の充実について

第 95 回 令和 2 年 1 月 31 日（金）10 :00－12 :00

- 1.法科大学院教育等に関する動向について
- 2.法学未修者教育の充実と共通到達度確認試験について
- 3.認証評価の改善・充実について
- 4.KPI の設定について

第 96 回 令和 2 年 5 月 15 日（金）10 :00－12 :00

- 1.コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応について
- 2.認証評価の充実の方向性について
- 3.定量的な数値目標（KPI）の設定について
- 4.在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例について
- 5.法学未修者教育の充実について（7 つの論点の提示）

第 97 回 令和 2 年 7 月 7 日（火）17:00－19:00

- 1.コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応について
- 2.法学未修者教育の充実について（「未修者コース改革案」の提案：酒井委員）

第 98 回 令和 2 年 9 月 9 日（水）10 :00－12 :00

- 1.法学未修者教育の充実について（共通到達度確認試験の実施体制に関する発表：共通到達度確認試験管理委員会事務局）

第 99 回 令和 2 年 10 月 22 日（木） 15 :00－17 :00

1. 法学未修者教育の充実について（導入講座動画サンプルの提案：酒井委員）

第 100 回 令和 2 年 12 月 8 日（火） 13:00－15 :00

1. 法学未修者教育の充実について（社会人の学修に関する発表：筑波大学、学ぶ側の視点に関する発表：日弁連法務研究財団）
2. 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について

第 101 回 令和 3 年 1 月 18 日（月） 10 :00－12 :00

- （予定） 法学未修者教育の充実について

第 102 回 令和 3 年 2 月 3 日（水） 10 :00－12 :00

- （予定） 第 10 期における議論のまとめ（案）のとりまとめ

第10期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

②8

委員：平成31年2月15日発令
臨時委員：平成31年4月1日発令
専門委員：令和元年6月4日発令

(委員)

有 信 睦 弘 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
東京大学大学執行役・副学長
清 原 慶 子 杏林大学客員教授
ルーテル学院大学学事顧問・客員教授

(臨時委員)

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員)

(令和2年10月22日発令) 一 場 康 宏 司法研修所事務局長
井 上 由 理 日本ペイントホールディングス株式会社執行役最高法務責任者
大 澤 裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大 貫 裕 之 中央大学常任理事・法務研究科教授
加 賀 讓 治 創価大学法学部教授
(令和2年9月9日発令) 片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
菊 間 千 乃 弁護士
北 居 功 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長
木 村 光 江 東京都立大学 法科大学院教授
久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭 弁護士
潮 見 佳 男 京都大学副学長、大学院法学研究科教授
高 橋 真 弓 一橋大学大学院法学研究科准教授
(令和2年7月3日発令) 富 所 浩 介 読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久 神戸大学大学院法学研究科教授
座長代理 松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島 俊 介 弁護士
(令和2年1月31日発令) 丸 山 嘉 代 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
水 島 郁 子 大阪大学大学院高等司法研究科教授
山野目 章 夫 早稲田大学大学院法務研究科教授
座長 山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科法曹養成専攻長

令和2年10月22日現在

(令和2年7月2日まで) 大 沢 陽一郎 読売新聞東京本社論説副委員長
(令和2年10月22日まで) 染 谷 武 宣 司法研修所事務局長
(令和2年1月30日まで) 福 原 道 雄 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法学未修者教育の充実に関する審議スケジュール

2021(令和3)年

○第101回

本日1月18日(月)10:00～12:00

第10期における議論のまとめ(案)について議論

○第102回(第10期最終回)

2月3日(水)10:00～12:00

第10期における議論のまとめ(案)について議論、取りまとめ

(参考)

○中央教育審議会大学分科会(第159回)

2月9日(火)14:00～16:00

第 2 回共通到達度確認試験実施要領

共通到達度確認試験管理委員会

第 2 回共通到達度確認試験（以下、「到達度試験」とする）について、各法科大学院（以下、「各大学」とする）は、この実施要領に沿って実施をお願いします。

【実施の趣旨】

法学未修者の教育の質の保証の観点から各大学が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために実施するものです。

【実施にあたっての業務】

到達度試験実施にあたり、各大学において下記の業務をお願いします。

出願受付・取りまとめ・事務局への連絡・受験番号の付番、試験場・連絡担当者待機場所の確保、試験監督員（以下、「監督員」とする）・連絡担当者の選任、試験問題の印刷・保管、解答用紙等試験資材の受領・保管、試験の実施、解答用紙の整理・返送、その他関連する業務

【日程と時間割】

2021 年 1 月 10 日（日） 12：40（受験者集合）～ 16：55（試験終了）

憲 法（30 問：正誤 20 問・多肢 10 問）

[集合時間 12：40] 13：00～13：50（50 分）

刑 法（30 問：正誤 20 問・多肢 10 問）

[集合時間 14：10] 14：20～15：10（50 分）

民 法（45 問：正誤 30 問・多肢 15 問）

[集合時間 15：30] 15：40～16：55（75 分）

* 民法の試験において、平成 30 年の民法改正(成年年齢関係)については、本年度の試験の実施日において未施行のものも含めて、「民法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 59 号)による改正後の法律に基づいて出題されます。

【対象者】5 月 1 日現在の在学者

カテゴリ※ ¹	入学年次等	受験の可否	活用方法
カテゴリ A	2019 年度以降入学未修 1 年次生 (当該年度末に進級予定ではない者※ ² を除く)	要	進級判定資料のひとつ として活用
カテゴリ B	2018 年度以前入学未修 1 年次生 (当該年度末に進級予定ではない者※ ² を除く)	要	学修指導の参考資料 として活用
カテゴリ C	上記以外の在学学生	否 (任意)	学修指導の参考資料 として活用

※¹ 当試験ではこのカテゴリ名で各対象者を示します

※² 休学者、長期履修者、秋季入学者等

文部科学大臣認定を受けた法曹養成連携協定一覧

参考資料 2

令和3年1月に新たに4件を認定。（赤字下線）。これで、認定協定は計60件となった。

番号	連携法科大学院	連携法曹基礎課程（法曹コース）	協定の有効期間
1	北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻	北海道大学法学部法学課程法専門職コース法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
2		北海学園大学法学部法律学科法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
3	東北大学大学院法学研究科総合法制専攻	東北大学法学部法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
4		新潟大学法学部法学科法曹養成プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
5	千葉大学大学院専門法務研究科	千葉大学法政経学部法政経学科法学コース法曹コース・プログラム	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
6		鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラム（※）	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
7		明治学院大学法学部法律学科法曹コース	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
8	東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻	東京大学法学部法科大学院進学プログラム	令和2年4月1日から10年間 （期間満了後は10年ごとに自動更新）
9	一橋大学大学院法学研究科法務専攻	一橋大学法学部法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
10	金沢大学大学院法務研究科法務専攻	金沢大学人間社会学域法学類総合法学コース法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
11	名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻	名古屋大学法学部法律・政治学科法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
12		立命館大学法学部法曹進路プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
13	京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻	京都大学法学部法曹基礎プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
14	大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻	大阪大学法学部連携法曹基礎課程	令和2年4月1日から4年間 （期間満了後は2年ごとに自動更新）
15	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻	<u>新潟大学法学部法学科法曹養成プログラム（※）</u>	<u>令和3年4月1日から5年間</u> <u>（期間満了後は1年ごとに自動更新）</u>
16		神戸大学法学部法科大学院進学プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
17		熊本大学法学部法学科アドバンスト・リーダー・コース（法学特修クラス）法曹プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
18		鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
19		立命館大学法学部法曹進路プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
20		同志社大学法学部法律学科法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
21	岡山大学大学院法務研究科法務専攻	岡山大学法学部法律専門職コース法曹プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
22	九州大学大学院法務学府実務法学専攻	九州大学法学部法科大学院連携プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
23		熊本大学法学部法学科アドバンスト・リーダー・コース（法学特修クラス）法曹プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
24	東京都立大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻	東京都立大学法学部法学科法律学コース法曹養成プログラム	令和2年4月1日から8年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
25		明治学院大学法学部法律学科法曹コース	令和2年4月1日から8年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
26	大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻	大阪市立大学法学部法学科法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
27	学習院大学大学院法務研究科法務専攻	西南学院大学法学部法務コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
28	慶應義塾大学大学院法務研究科法曹養成専攻	新潟大学法学部法学科法曹養成プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
29		信州大学経済学部総合法律学科法曹養成プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
30		慶應義塾大学法学部法律学科法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
31		明治大学法学部法律学科法曹コースにおける一貫教育プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
32		明治学院大学法学部法律学科法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
33		<u>立教大学法学部法学科法曹コース</u>	<u>令和3年4月1日から5年間</u> <u>（期間満了後は5年ごとに自動更新）</u>
34	上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻	上智大学法学部法曹コース	令和2年4月1日から3年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
35	創価大学大学院法務研究科法務専攻	創価大学法学部法律学科グローバル・ロイヤーズ・プログラム	令和2年4月1日から4年間 （期間満了後は2年ごとに自動更新）

番号	連携法科大学院	連携法曹基礎課程（法曹コース）	協定の有効期間
36	中央大学大学院法務研究科法務専攻	新潟大学法学部法学科法曹養成プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
37		信州大学経済学部総合法律学科法曹養成プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
38		熊本大学法学部法学科アドバンスト・リーダー・コース（法学特修クラス）法曹プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
39		鹿児島大学文学部法曹養成連携プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
40		中央大学法学部法律学科法曹コースにおける一貫教育プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
41		明治大学法学部法律学科法曹コースにおける一貫教育プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
42		明治学院大学法学部法律学科法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
43		立教大学法学部法学科法曹コース	令和3年4月1日から4年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
44		立命館大学法学部法曹進路プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
45		西南学院大学法学部法務コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
46	日本大学大学院法務研究科法務専攻	日本大学法学部法律学科法曹コース 日本大学法学部法職課程法曹コース履修プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
47	法政大学大学院法務研究科法務専攻	法政大学法学部法律学科法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
48	明治大学専門職大学院法務研究科法務専攻	明治大学法学部法律学科法曹コースにおける一貫教育プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
49		明治学院大学法学部法律学科法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
50	早稲田大学大学院法務研究科法務専攻	熊本大学法学部法学科アドバンスト・リーダー・コース（法学特修クラス）法曹プログラム（※）	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
51		西南学院大学法学部法務コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
52		明治学院大学法学部法律学科法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は1年ごとに自動更新）
53		立教大学法学部法学科法曹コース	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
54		早稲田大学法学部法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は3年ごとに自動更新）
55	同志社大学大学院司法研究科法務専攻	同志社大学法学部法律学科法曹養成プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
56		西南学院大学法学部法務コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
57	立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻	立命館大学法学部法曹進路プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
58	関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻	関西大学法学部法学政治学科関西大学法曹コース	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
59	関西学院大学大学院司法研究科法務専攻	関西学院大学法学部司法特修コース法曹養成連携プログラム	令和2年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）
60	福岡大学大学院法曹実務研究科法務専攻	福岡大学法学部法律学科法律特修プログラム法曹連携基礎クラス	令和3年4月1日から5年間 （期間満了後は5年ごとに自動更新）

（※）地方大学出身者を対象とした「地方大学枠」の対象となる法曹コース。